シリーズ

信用金庫論

-制度論としての整理 -

 成城大学教授

 村本
 孜

〔連載に当たって〕

この連載は信用金庫を制度論として整理することが目的である。信用金庫制度は、その設立以来ほぼ20年毎に制度の見直しが行なわれている稀有な存在である。それは、協同組織性と金融機関性という金融機関としては2面性を持つからかもしれない。2009年6月に金融審議会の協同組織に関するワーキング・グループで『中間論点整理報告』が纏められて以降、制度についての議論は一時停止したままである。リーマン・ショック、世界金融危機の中で制度の性急な改革は合理的でないとされたからでもあるが、協同組織金融機関の見直しには機が熟していないとの判断もあったのであろう。しかし、いずれ協同組織金融機関の制度論議が新たな形で展開されるかもしれない。その中で信用金庫は比較的問題の少ない業態と理解されるが、来るべき制度論議の一助になることを考えて、制度論としての信用金庫論を備忘的に整理しておきたい。その構成は以下の通りである(予定)。

第1部 信用金庫の特性 一協同組織・相互扶助一

第2部 信用金庫の制度的推移 一制度史、金融行政上の推移一

第3部 信用金庫の特徴 一税制、中央組織一

第4部 信用金庫の存在意義

一ガバナンス、Procyclicality、グローバル資本主義へのカウンター

本連載は、上記WGでの議論を踏まえたものなので、引用した計数・図表等は、敢えて直近のものにアップデートせず、一部を除き同WGに提出された資料・データを使用した。参考文献は分量の関係で、毎回ではなく、初回に掲載し、次回以降は追加分を除き、割愛する予定である。本掲載を許可された本研究所に謝意を表したい。

【第1部の構成】信用金庫の特性 一協同組織・相互扶助一はじめに

- 1. 協同組織金融機関の理念と最近の議論
 - 「1.1〕協同組織金融機関の理念
 - (1) 地域金融機関
 - (2) 協同組織金融機関の理念
 - (3) 協同組織性
 - [1.2] 2000年代末の議論
 - [1.3] 繰り返される同質化論
 - (1) 同質化論

- (2) 信用金庫の融資対象の特性
- 2. 相互扶助性
 - [2.1] 金融制度調査会・金融審議会の報告
 - (1) 金融制度調査会報告(1989年)
 - (2) リレーションシップバンキング報告(2003、2007年)
 - (3) 協同組織金融機関WG報告(2009年)
 - [2.2] 法制
 - (1) 各業態法
 - (2) 独占禁止法の規定 一協同組合の適用除外規定 —
 - [2.3] 公式文書 一各種審議会報告一
 - (1) 最高裁判決
 - (2) 金融制度調査会1989年報告
 - (3) 金融審議会リレーションシップバンキングWG2007年報告
 - (4) 金融審議会協同組織金融機関のあり方ワーキング・グループ2009年報告
 - [2.4] 非営利性
 - (1) 法制上の理解
 - (2) 非営利法人
 - (3) 利益対立
 - (4) 適正利潤と内部留保
- 3. 信用金庫の相互扶助性
 - 「3.1〕相互扶助 一内部補助一
 - (1) 信用金庫の経済学的基礎
 - (2) 内部補助の理論 一相互扶助一
 - (3) 相互会社の相互扶助性 一リスク・シェアリングー
 - (4) 協同組織金融機関の内部補助
 - [3.2] クラブ財の考え方
 - (1) クラブ財
 - (2) クラブ財と金融
 - (3) 協同組織というクラブ財
 - (4) 信用金庫の融資先
 - [3.3] 密度の経済性
 - (1) 密度の経済
 - (2) ネットワーク経済性
 - [3.4] 比較制度論的視点
 - (1) 経路依存性と制度補完性

〔進化ゲーム論的視点〕

〔金融システムの国際比較分析〕

(2) 市場主義を埋めるもの

〔ソーシャル・キャピタル (人々の絆)〕

〔排除の問題(金融排除など)〕

〔アメリカの場合〕

[その他の国の事例]

はじめに

協同組織金融機関である信用金庫は、金融 制度の中で異色の業態である。協同組織とい う側面からすると純粋の協同組合ではない。 というのは、信用金庫の協同組織性を担保す る会員制度は、融資を受ける際に機能し、そ の預金について地域的制約はなく、預入に際 して会員になる必要はない。すなわち、会員 外預金には制限がない。一方で、信用金庫か らの借入に際しては会員になることが必要と なる、という制度になっているからである。預 金者にとって、預金のみの取引であれば、会 員制度に関わることはない。協同組合として は、半分というか、片肺というか、非対称で 不完全なものである。この点で、預金・借入 の両面で基本的にメンバーであることが必要 な、他の協同組織金融機関である信用組合・ 労働金庫・農協 (JAバンク) とは異なる (注)1。

このようにメンバーシップ性が、他の協同組織金融機関に比べて弱いことは、信用金庫制度が発足した戦後の資金不足時代において、広く預金を集めて、会員である中小企業者に融資するという役割を発揮する上では相応の効果があったと理解される。預金面で地域や預入額の制約がないためか、信用金庫業界の預金量は時系列で増加し、2013年3月末のデータでは、全金融機関575機関のうち、上位100機関のうちに10金庫が入っており、1兆円超の金庫(兆円金庫)は27金庫に及び、全金庫(270)

の内の1割を占める。各業態別でみると、大手行(主要行)が452.4兆円でこの10年間に4.2%の伸びであるのに対して、信用金庫は124.9兆円でこの10年間に20.6%の増加を示した。地銀預金残高は228.6兆円でこの10年間の増加率は25.7%、同じく第二地銀は60.0兆円・7.0%であるから、そのプレゼンスの増大が分かる。一方、信金業態の中では、規模にはかなりの格差があり、最上位の金庫と最下位の金庫の格差は、約100倍である。これは主に各信用金庫の位置する地域経済の景況を反映するもので、小規模だから問題があるということではない。

金融業態の中では、預金で12.1%、貸出で11.6%のシェアを有し、主要行・地方銀行に次いでおり、第二地銀などよりも大きいシェアであり、協同組織金融機関の中では最も大きいプレゼンスである。店舗数では、地方銀行とほぼ同数である。機関数でみると、2001年3月末に371だったものが、2013年3月末には270まで100程減少して、ピーク時に比べて4割程減少した。店舗数も同じ時期に8,480から7,504に減少したが、他の業態も減少したので、相対的には減少の度合いは少ない。このことは、合併・統合しても店舗網を維持してきたことを意味する。不良債権比率は、2000年代を通じて下落してきたが、直近では微増の状況である。反面、自己資本比率は高い水準を維持している。

このように信用金庫は金融機関として成長 し、銀行と比して業務的にも差異は大きくは 存在しない^{(注)2}。こうした規模面の伸張を背

⁽注)1. いうまでもないが、これらの協同組織にはメンバー以外にも員外取引がある。

^{2.} 中小企業向け金融機関なので、事業地区の制限、融資先(会員資格)の資本金規模、1先当たりの貸出額などに制約がある。

図表1 業態別預金・貸出(2013年4月末)

(単位: 氷田)

	預金	シェア	貸出	シェア	預貸率	機関数
都市銀行	282.3	27.1%	180.0	33.3%	63.8%	6
信託銀行	35.1	3.4%	34.2	6.3%	97.4%	4
その他銀行	8.5	0.8%	6.9	1.3%	81.2%	2
地方銀行	228.0	21.9%	165.0	30.6%	72.4%	64
第二地銀	60.0	5.8%	44.4	8.2%	74.0%	41
信用金庫	126.3	12.1%	62.9	11.6%	49.8%	270
信用組合	18.4	1.8%	9.5	1.8%	51.6%	157
労働金庫	17.6	1.7%	11.6	2.1%	65.9%	13
農協	90.1	8.6%	21.4	4.0%	23.8%	703
ゆうちょ銀行	176.1	16.9%	4.0	0.7%	2.3%	1
合計	1,042.4		540.0		51.8%	

景に、信用金庫は金融制度改革の中で、幾度 か俎上に上り、普通銀行化への転換論に見舞 われてきたという特異な側面を持つ。金融制 度の改革の歴史を戦後だけでみても、1967年 の金融効率化行政の中での議論、1989年の金 融制度改革論議の中での議論、2009年の協同 組織金融機関のあり方の議論、といったもの があり、20年に1度のペースで、制度そのも ののあり方が議論されてきた。このほかにも、 金融制度調査会の審議でみても、1973年の中 小企業金融制度の整備答申、1980年の中小企 業金融専門機関等のあり方答申がある一方、 1993年の優先出資導入、1996年の協同組織の 役員の兼業・兼職禁止、外部監査・外部監事

導入等の際に議論が行なわれた経緯がある。

協同組織性と金融機関性を併せ持つ信用金庫が、何故このように制度問題として扱われるのかは、金融機関として普通銀行との同質化や協同組織としての会員制度の希薄化という側面が、信用金庫のアイデンティティと齟齬を来たしている可能性があるからであろう。

そこで過去何度か行なわれた制度改革論を整理して、信用金庫のあり方をめぐる議論が今後行なわれる際の備忘としておきたい(注)3。この趣旨から信用金庫をめぐる計量分析的な諸点については余り取り上げず、諸説の紹介に留める。

⁽注)3. 2008年3月~2009年6月に16回に亘って行なわれた「金融審議会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」の議論は、その成果として「中間論点整理報告書」を取り纏めているが、大きな制度改革を提示しているものにはなっていない。2008年9月のリーマン・ショックが影響し、制度改革を行なう時期ではないという状況であったことが大きな理由である。この報告書は、現状の協同組織金融機関(この場合、信用金庫・信用組合)の存在意義を確認したことに留まっている。また、信金業界でも制度改革には消極的で、現状から一歩も譲らないという姿勢であったため、目立った提案もなく、制度はそのまま維持されている。そのためか、議論も協同組織の存在意義を前提としたガバナンスの強化・中間決算・半期開示等の論点に傾斜した印象があり、リレーションシップ・バンキングの議論の延長で終わっている。少なくとも組織論としての整理は、未完である。

図表2

(単位:店) (単位:店) 7,504 7,514 6,000 - 3,061 2,401 1,732 638

(注) 2013年3月末時点

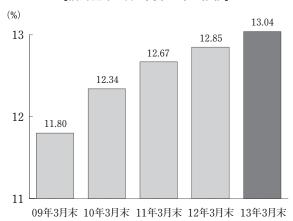
(出所)都市銀行、地方銀行、第二地銀:全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

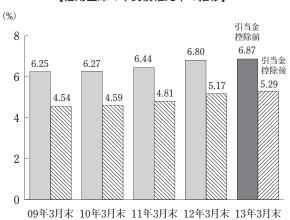
信用金庫 地方銀行 第二地銀 都市銀行 信用組合 労働金庫

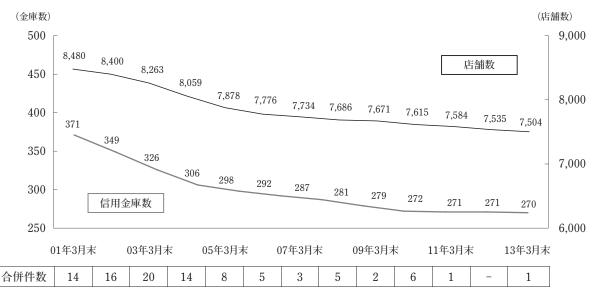
信用組合:全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」 労働金庫:全国労働金庫協会「全国労働金庫預金・貸出金残高」

【信用金庫の自己資本比率の推移】

【信用金庫の不良債権比率の推移】







(注) 合併件数には事業譲渡を含む。

1. 協同組織金融機関の理念と最近の 議論

[1.1] 協同組織金融機関の理念

(1) 地域金融機関

地域銀行は、メガバンクとは異なるミッショ ンを持つ。主要行のミッションは、国際業務・ 証券業務等を含むあらゆる金融ニーズに対応 するミッションを持ち、最先端の金融業務を展 開することにより、グローバル経済の中で日本 を代表する金融機関としても期待される。こ れに対して、地域銀行は都道府県を営業基盤 とし、地方自治体の指定金融機関としての機 能を持つとともに、地域企業の大都市圏・海 外進出の支援、大都市圏での資金ニーズへの 対応などミッションを持つが、それぞれの都 道府県のニーズを最優先にする。全国地方銀 行協会のディスクロージャー誌には「地域とと もに発展する銀行として、…今後とも、一層 信頼される金融機関を目指し、地域密着型金 融サービスの継続的な向上・強化により、幅 広い金融ニーズに的確に応えることを通じ、 地域の活性化に積極的に取組」むとしている。 これに対して、地域金融機関としての協同組 織金融機関は、地域銀行に比してより狭域の 地域を対象とし、地域中小企業・地域住民・ 地域社会の金融ニーズに応え、狭域高密度的 な経営を行なうというミッションを持つ。

地域銀行は、1980年代後半のバブル期には東京支店の積極的な設置や、海外支店を開設など、地元を離れた展開も行なわれたが、その結果不良債権問題の顕在化などに遭遇した経緯がある。その反省もあり、90年代以降地域銀行では「地元回帰」が指向された結果、金融機関全体の貸出が伸び悩む中で、地方銀行については地元における貸出シェアが上昇するという傾向が見られた。ただし、この点は都銀等の大手行の地域から撤退が相対的なシェア上昇に繋がったという他の金融機関の行動変化も影響していたことにも注意を要する。他方、第二地銀の地元におけるシェア上昇指向は、地方銀行ほどではなかった。

図表3 金融機関のミッション

	経営目的・取引対象 (個人を除く)	ステークホルダー	自己資本比率規制 · 地区規制
主要行	全金融ニーズへの対応 大企業・政府部門中心	株主・預金者・借り手	国際基準、 融資対象制限なし、 地区規制なし
地域銀行	主として地域の金融ニーズへ の対応、地域の活性化、地域 密着型金融、大企業・中堅・ 中小企業・自治体	株主・預金者・借り手・ 自治体・地域社会	国際基準と国内基準、 地区規制・融資対象制限なし
協同組織	狭域の地域の金融ニーズへの 対応、地域の活性化、 地域密着型金融 中小企業中心	出資者・預金者・借り手・ 自治体・コミュニティ	国内基準、 地区規制・融資対象制限あり

2000年以降は、地方銀行を中心に大都市圏向けの貸出ウエイトが上昇したが、これは、不動産向け融資等の再開ではなく、シンジケート・ローンへの取り組み増加によるものと考えられる(注)4。地域銀行は、過去20年間の貸出行動から、大都市進出(地元離れ)→地元回帰→大都市志向、を繰り返した。2008年3月末の県外貸出比率は28%に及ぶが、地元経済の疲弊がこのような動きを生じさせている。したがって、地域銀行への期待は「新経済成長戦略」にあるように地域活性化の担い手として行動することに尽きる。いずれにせよ、地域銀行は、リレバンの徹底・浸透を第一義に経営を行ない、収益性の向上を、

- ・貸出強化、貸出収入の確保、たとえば地元 企業の発掘・支援、住宅ローンへの深耕 など
- ・地理的広域化による営業エリアの拡大と 経済活性地域での営業展開
- ・コストの削減(外部人材活用による人件 費抑制、金融ITの活用による物件費抑制)
- ・店舗の効率化
- ・フィービジネスの志向(投信の販売強化 など)

によって行なうというビジネスモデルに徹す

ることである。

地域銀行は、地域経済の景況・活性度に よって大きく制約されるので、地理的広域化 は止むを得ないものではある。しかし、地理 的広域化によって、拠って立つ地域の活性化 をないがしろにすることはその金融機関とし ての使命放棄に繋がるので回避しなければな らない。地銀の消費者ローン比率といっても バラツキがあり、地域銀行の経営・ビジネス モデルは多様性を持つものとして理解される ものであろう。

(2) 協同組織金融機関の理念・協同組織性

協同組織金融機関は、基本的には「市場の 失敗」を補完する機能をもつ(「市場の補完」、 したがって、税制上の軽減措置がある)。つま り、市場が失敗するようなところでは、規模 だけがすべての条件ではないこともある。合 併による規模利益の実現は、却ってマイナス になることもあろう(離れた地域での合併な どによって、片方の地域が犠牲になることな ど地理的要因もある)。

さらに、地域によって規模格差が生じる。 これは、地域の経済力が異なるから当然であ るが、東京の1兆円規模と地方の3,000億円規

⁽注)4. 村本 [2005] 第6章参照。堀江 [2005b] は、シンジケート・ローンの増加の背後には、地域経済の立ち直りの遅れと、従来型の企業向け貸出量の確保には限界があることを指摘している。さらに、従来型の企業向け貸出以外の資金運用方法として、①短期金融市場での運用、②国債等の有価証券投資、③大都市圏でのシ・ローン取り組み、④小口(クイック)ローンの取り組み、と⑤預貸率維持のための資金吸収の抑制、を挙げている。このうち、①および②は、都銀等の預貸率の低下や低金利の持続、あるいはキャピタルロスの惧れ等を考慮すれば、これ以上の運用増加は難しく、③および④による運用があり、現実にもシ・ローンの増加や、小口ローン関係商品開発の増加が生じている。また、シ・ローンについては資金運用上の位置付けが必ずしも明確ではないままに残高が増えており、金利リスクが主体である余資運用の一環として扱う、あるいは信用リスクが主体である貸出の一部門として扱っていくかについては、今後明確にしていく必要があること。また、シ・ローンおよび小口ローンの金利は、何れも従来行われてきた金利差の大きくない方式ではなく、信用リスク明示的に織り込む方式で形成されているので、中期的には、そうした影響が従来型の企業向け貸出にも波及していく可能性があるとした。なお、⑤については理論的なものではあるが、第二地銀については地元に於ける預貸率が高いことを考慮すると、地元向け貸出に徹していくことが一つの可能性を示唆するものであるとしている。

模が経済的は同じ位の効果を持つことがあり えよう。規模格差があるからといって、すべ て合併によって解決できるものでもない。地 域における適正規模が問題である。したがっ て、規模が小さいから即非効率ということに はならない。あくまでも、地域での役割に対 応した規模が問題で、組織の効率がそれを支 えるのである。

金融機関における協同組織性というのは、協同組合性と同じともいえるが、金融機関の公共性や員外取引の存在を考えると、金融システムとして株式組織の金融機関に比べて閉鎖的組織ないし自己完結的組織になっているといった方がよいかもしれない。それは、金融機関としてある種の特性を持っているということであり、具体的には、地域密着、地縁、人縁、知縁、金融サービスや相対取引の木目の細かさなどであるといえよう。

ところが、協同組織金融機関は、金融機関でもあるので、銀行業務を行ない、この点では収益を挙げ、倒産・破綻などによる信用リスクに対応する体力を持つことを要求されている。金融自由化・金融ビッグバンなど金融業における規制緩和は、この点を前面に出すもので、自己責任原則を迫るものといえよう。協同組織金融機関は、個別の機関ないし単位の機関としては小規模であり、株式組織金融機関に比べて体力が劣る。したがって、事業中央機関がいわばホールセール業務も行なうことによって補完することが不可欠となる。たとえば、個別金融機関の資金集中機関となって、その運用を効率的に行なうこと

が、規制緩和の下ではきわめて重要である一 方、個々の協同組織金融機関に対するガバナ ンス機能を発揮することも重要となっている。

[1.2] 2000年代末の議論

2008~09年にかけて金融審議会で協同組織 金融機関のあり方が議論されたが、その切っ 掛けは規制改革・民間開放推進会議からの問 題提起であった。2006年12月に規制改革・民 間開放推進会議はその第3次答申で「協同組織 金融機関(信用金庫・信用組合)に関する法 制の見直し を記載した。同答申には1990 (平成2) 年7月金融制度調査会報告以来16年 間本格的な見直しが行われておらず、「協同組 織金融機関(信用金庫・信用組合)が果たす べき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組 織の在り方につき、総合的な観点から見直し を検討する必要がある」こと、「今後、銀行と 同一の条件で業務を行っていくのであれば、 税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再 検討が必要になる」とともに、「株式会社の 金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機 能していないとの指摘もあり、業務面と合わ せて組織面での制度の整備も必要である」と した(図表4)。この規制改革・民間開放推進 会議の答申は翌年度中に主務官庁は検討を行 なうこととされており、08年3月(平成19年 度中)から金融審議会第二部会に協同組織金 融機関のあり方に関するワーキング・グルー プが設置され、途中金融危機対応のため中断 もあったが、16回の会合を開催し、09年6月 に「中間論点整理報告書」が纏められた。

11

図表4 規制改革・民間開放推進会議答申の検討事項

事項名	措置内容	前計画等	実施予定時期		
争供石	1日巨八分	との関係	2007年度	2008年度	2009年度
®協同組織金融機関(信 用金庫・信用組合)に 関する法制の見直し (金融庁)	協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)が、今後、わが国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	重点・金融②ク	検討開始		
⑩信用金庫等による劣後 債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点 から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫 等による劣後債の発行等の可否について検討する。	計画・金融イ①	検討		
②信用金庫の会員資格の 見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画·金融イ②	検討		
②会員の法定脱退事由の 拡大 (金融庁)	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえ つつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設 が可能か、検討する。	計画・金融イ⑦	検討		

審議の途中中断は、リーマン・ショック後の世界金融危機の混乱がわが国にも波及し、協同組織金融機関をめぐる環境が検討開始当時よりも厳しい方向に変化したため、金融機能強化法の改正などの緊急対応の帰趨を待ったためでもある。しかし、この中断を挟んで確認されたことは、「協同組織金融機関は、従来は必ずしも十分に取り組んでいなかったような分野を含め、地域経済や中小企業に対する金融仲介機能の担い手としてその重要性をますます増してきている」という点である(注)5。

無論、無条件で制度の存続を確認したわけではない。この報告書では、①現行制度で対応可能であり、自主的に早期に取り組むべき事項、②法改正による制度改正の必要な事項、に区分している。さらに、②については早期に実現することが必要だが法改正を伴う事項(方向性についてはほぼ合意されたが制

度化が必要な事項)と制度の抜本的な改正が必要な事項(今後、時間をかけて議論する事項)、に整理している。また、②について、報告書では、「金融を巡る情勢が安定してきた段階で、…さらに具体的な議論・検討が深められ、…環境整備と制度設計等を図られていくことを期待する」と結んでいる。したがって、信用金庫と信用組合の区分などの抜本的な制度改革について、今回の報告書では結論を出していない。

しかし、報告書で文末が「望まれる」とされた事項は、先の①に対応し、現行法・現行制度の下で業界ないし個別の機関が自主的にかつ早期に取り組むべきもので、業界に課せられたところは大きい。報告書で「検討を行っていくことが望ましい」と「検討していくことが考えられる」と結ばれた事項は先の②に該当し、今後議論が行なわれることになろう。

(注)5. この金融審議会の審議とその答申については、村本 [2010] 第8章で詳細に論じたので、参照されたい。

2000年代の議論では、多重債務問題との 関連も重要であった。2000年代を通じて、多 重債務問題は各方面で課題として認識され、 金融当局のみならず、政府全体の課題であっ た。2007年4月20日の多重債務者対策本部決 定の「多重債務問題改善プログラム」は、そ の解決に向けたプログラムを整理しているが、 その中の「3. 借りられなくなった人に対する 顔の見えるセーフティネット貸付けの提供しの 中の「(2)「顔の見える融資」を行うモデルを 広げていく取組み において、「②こうした貸 付けを行う主体としては、きめ細かい相談対 応が前提となることから、各地域に根付いた 非営利機関(生活協同組合、NPO、中間法人 等) や民間金融機関 (労働金庫、信用金庫、 信用組合等)を想定する。民間金融機関の場 合にも、地域の住民に対して適切な貸付を 行っていくことができるよう、創意工夫を凝ら していくことを期待する。| と記載して、多重 債務問題に対して、信用金庫も一定の役割を 果たすことが期待されている。

多重債務問題というと、ギャンブル好きな 者や遊興にのめり込んだ者への貸出をイメー ジしがちであるが、決してそうではなく、事 業資金に当てている場合や生活費に困窮した 場合もあり、そのような者に対して適切な相 談に基づいて、「おまとめ融資」などの活用 を行なう場合もある。あくまで、このような 対象への対応が期待されているのである。

[1.3] 繰り返される同質化論

(1) 同質化論

信用金庫をめぐる制度論議の中心の一つは、株式組織金融機関(普通銀行)との同質化論である(注)6。金融業務面で、普通銀行とほとんど遜色がなくなり、同じ貸出市場で競争している以上、協同組織である信用金庫が税制上で優遇されているのは、不公平であるとの論は根強い。『中小企業白書2008年』は、図表5を掲げ、ほとんどの地域金融機関は中小企業向け貸出の競合は厳しい」と認識していると指摘した。このような競合は、近年激化の傾向にあり、協同組織金融機関に対する優遇措置を批判する論拠にもなっている。

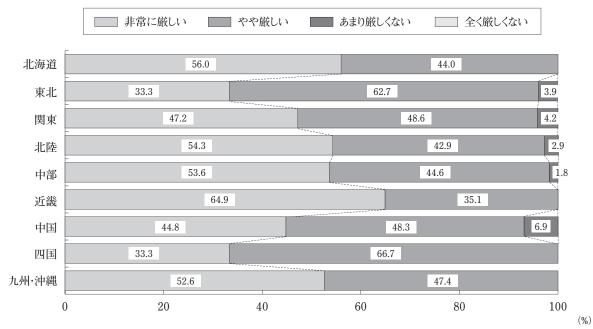
1960年代央の金融効率化論議の中では、 開放経済体制にふさわしい金融制度を再構築 するためには、

- ・金融機関が同じ土俵で自由に競争できること、
- ・金融機関の業務の同質化が進んでいるため に、その調整と充実のための制度改善が必 要なこと、

が普通銀行とくに都市銀行から主張されており、金融「効率化」のための制度改編を強く 求めていた。同じ普通銀行でも地方銀行は、

⁽注)6. 金融制度に関する教科書でも、協同組織金融機関について記載した部分に、同質化についての記述があるものがある。鹿野 [2013] は、「協同組織金融機関の場合、これまでの間、預金および貸出を除くその他の金融業務について各種の制限が課されてきたが、…1981年以降、その業務範囲は漸次拡大されている。その際には、相手先に対する制限を撤廃するという形で取引対象の拡大を図る措置も合わせて実施されており、制度的にも銀行との業務の同質化が進んでいる。」(pp.409~410)と書いている。また、杉山 [2006] は、「協同組織金融機関は、出資者に対する利益還元を主要目的とする団体ではなく、会員や組合員である中小・零細企業や個人の育成・発展への貢献を大きな目的とした団体である。ただし、近年では、業務面では銀行との同質化が進んでおり、銀行と同じような商品を取り扱うとともに、同じようなマーケットをめぐって競争を繰り広げています。」(p.82)と記述している。

図表5-1 地域金融機関は中小企業貸出が競争的としている (『中小企業白書2008年版』)



資料: (株東京商工リサーチ「中小企業の資金調達環境に関する実態調査」(2007年12月) (注) ここでいう地域金融機関とは地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

	継続取引 金融機関	メインバンク
信用金庫	60.9%	43.0%
都市銀行	26.1%	16.6%
地銀・第二地銀	49.6%	34.3%
信託銀行	0.5%	0.1%
外資系	0.2%	0.0%
信用組合	6.6%	2.5%
労働金庫	1.0%	0.1%
郵便局	10.3%	0.1%
農中・商中	2.6%	0.8%
農協・漁協	8.4%	1.4%
インターネット銀行	1.5%	0.1%
政府系金融機関	5.2%	0.6%
その他	0.4%	0.5%

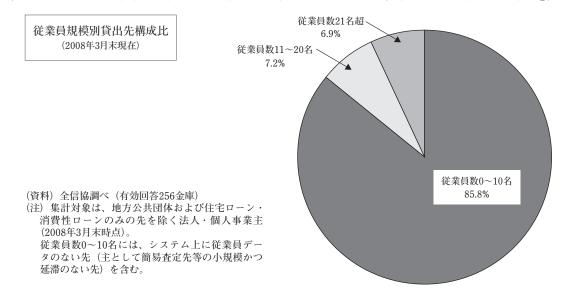
*複数回答あり

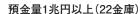
(資料) 全信協外部委託『金融機関取引に関するアンケート調査』

(出所) 金融審議会協金WG2008年7月4日資料。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

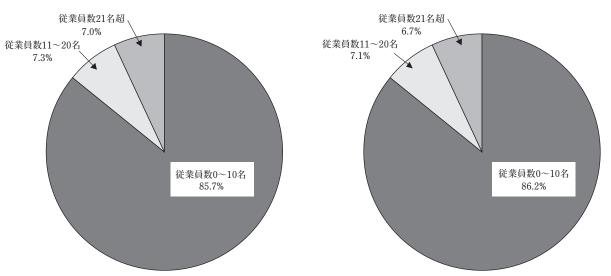
むしろ地方銀行の特殊性から、中小企業金融 機関制度については他の制度(普通銀行、長 期金融、農林金融、政府金融)と切り離して 単独で大幅改正を行なうことに反対を表明し ていた。 当時の金融制度調査会の議論では、信用金庫、相互銀行などの中小企業金融専門機関についての制度と実態が次第に適合しなくなってきているために業務分野の調整が必要であり、中小企業金融専門機関の経営合理化が必

図表5-2 地域金融機関は中小企業貸出が競争的としている (『中小企業白書2008年版』)









(注)集計対象は、地方公共団体および住宅ローン・消費性ローンのみの先を除く法人・個人事業主 (2008年3月末時点)。従業員数0~10名には、システム上に従業員データのない先 (主として簡易査定先等の小規模かつ延滞のない先)を含む。(資料)全信協調べ(有効回答256金庫)

(出所) 金融審議会協金WG2008年7月4日資料。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20080704/03.pdf

要であることから、中小企業の立場から見て中小企業の健全な成長に必要な資金を今後とも確保するために制度の再検討が必要である、とされた。そこで、①信用金庫における会員組織の形骸化、相互銀行における相互掛金のシェアの減少や地域性の減退、などに見られ

るこれら金融機関の「銀行化」について、業務分野調整という切り口からの問題、②信用金庫と信用組合の同質化の問題、が取り上げられ、ポイントは信用金庫、相互銀行、信用組合の3業態に関わる問題にあった。

このような観点から、信用金庫の株式会社

化論が出て、相互銀行と同一の中小企業銀行とする末松試案、信用金庫を株式会社化する グループと協同組織に留める二分割論の滝口 試案は、まさに同質化論から出ているもので あった。

1980年代末のグローバル化に向けた金融制度改革論議では、専門金融機関の見直しが課題となり、協同組織金融機関の存在意義が問われたが、これも同質化論があり、協同組織の株式組織化論は前面には出なかったが、税制軽減(優遇)の撤廃が議論され、制度面での均一化が議論された。論議の中で、協同組織金融機関には「対象の専門性」があり、他の分野には展開できないこと、また地域金融機関として地域から離れられず、地域と運命共同体にあり、地域集中リスクを抱えることなどから、税制軽減(優遇)措置も維持されたのである。

(2) 信用金庫の融資対象の特性

注意すべき点は、業務面での同質化が進んだとしても、融資の対象が極めて小規模企業で、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で、信用リスクの高い分野であることから、普通銀行が参入しにくい分野であることである。普通銀行のリスクテイク能力を超えていること、店舗の稠密性から信用金庫でなければできない情報生産機能が存在するのである。いわばリレーションシップ・バンキングとの親和性が高い信用金庫に固有な貸出分野・貸出層が存在しているのである。このことは、地域金融機関の中でも店舗網が充実し

ていることがこれの傍証になっている。

図表5に見るように、信用金庫の貸出先のうち、従業員0~10人の層は85%強であり、規模大きい信金でも、規模の小さい信金でも、同じ結果となっている。また、従業員10人以下の小規模企業向けの調査で見ると、信用金庫と継続的な取引を行なっている層が61%、メインバンクとしている層が43%ある(全国信用金庫協会調査2007年10月)。これは、地域銀行よりも高く、全業態の中でも最も高い。すなわち、信用金庫は小規模企業層を支える存在となっており、金融業務の同質化があるとしても、情報の非対称性が大きく、財務体質が脆弱で経営相談機能が重要でかつ高リスクの分野に特化して、独自性を発揮しているのである。

2. 相互扶助性

[2.1] 金融制度調査会・金融審議会の報告

(1) 金融制度調査会報告(1989年)

協同組織金融機関の特質は、相互扶助性、非営利性にあるとされる。1989 (平成元)年の金融制度調査会「協同組織形態の金融機関のあり方について」報告では、協同組織金融機関を「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」と認識し、「業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮される」として、その理念を「対象の専門性」に求めた。これは経済学的にいえば、対象によって十分な資金供給がなされない可能性のある分野があるという市場の失敗の認識であり、それに特化する金融機関として協同組織

金融機関の存在は有効との認識であった。

(2) リレーションシップバンキング報告 (2003、2007年)

2003 (平成15) 年3月の金融審議会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」では、リレバンが「事業地区や会員・組合員資格について法令上の制約があり、相互扶助(非営利)の下、地域の小規模事業者を主要な顧客としている協同組織金融機関は、リレーションシップバンキングが相対的にあてはまりやすい存在であり、今後とも小規模事業者を対象とするリレーションシップバンキングの重要な担い手であることが期待される」として、協同組織金融機関の意義を認めている。

さらに2007年4月のリレバン報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について一地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を一」では「(補論)協同組織金融機関について」において「相互扶助・非営利」が強調され、「株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助・非営利という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先(会員・組合員資格)を原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている等、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている」と指摘した。

(3) 協同組織金融機関WG報告(2009年)

2009年金融審議会協同組織金融機関のあ

り方に関するワーキング・グループ報告書は「平成以降に見られる、信用金庫・信用組合数の減少、預貸率の低下、預証率の上昇等の協同組織金融機関の変化、他業態との競合、当局による監督・検査のあり方の変化等を踏まえ、聖域なく抜本的に制度のあり方を考察することが重要であり、当WGはそのような認識の中で、基本的な制度論と実際に対応が求められている諸課題への取組みとの双方について幅広く議論を進めてきた」のが基本的スタンスである。

その検討の視座は、「協同組織金融機関 は、本来、相互扶助を理念とし、非営利とい う特性を有するもの | で「このような協同組 織金融機関の基本的性格や、その背景にある 相互扶助という理念は、地域金融及び中小企 業金融の専門金融機関としての協同組織金融 機関に求められる役割を最大限発揮するため に活かされる必要がある。このことは、金融・ 資本市場の発展が見られる今日においてもな お、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指 摘される今日であるからこそより一層、あて はまるものと考えられる」とし、報告書とし て協同組織金融機関の相互扶助・非営利とい う理念を確認した点が基本認識となってい る。さらに、「協同組織金融機関の本来的な 役割は、相互扶助という理念の下で、中小企 業及び個人への金融仲介機能を専ら果たして いくことであり、この役割を十全に果たすべ く、協同組織金融機関には、税制上の軽減措 置が講じられている。協同組織金融機関は、 この本来的な役割を果たし、地域経済・中小

企業に対する円滑な資金提供を通じて地域の 資本基盤整備や雇用の確保に積極的に貢献し ていくことが重要である」として、税制上の 軽減措置の有効性を報告書は確認している。

[2.2] 法制

(1) 各業態法

協同組織金融機関の相互扶助性について は、各業態の根拠法にあるが、その内容は微 妙に異なる。前述のように、信用組合に関し ては、中小企業等協同組合法の目的規定に、 「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、 運送業、サービス業その他の事業を行う者、 勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協 同して事業を行うために必要な組織について 定め、これらの者の公正な経済活動の機会を 確保し、もつてその自主的な経済活動を促進 し、且つ、その経済的地位の向上を図ること を目的とする。」(下線部:筆者。以下同じ) という規定があり、相互扶助性が明記されて いる。さらに、第5条(基準及び原則)には、 「組合は、この法律に別段の定めがある場合の ほか、次の各号に掲げる要件を備えなければ ならない。」として、

- 「一 組合員又は会員(以下「組合員」と 総称する。)の相互扶助を目的とする こと。
 - 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資 口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組

合事業の利用分量に応じてするものと し、出資額に応じて配当をするとき は、その限度が定められていること。」 を挙げている。

労働金庫法は、第1条の目的に「この法律は、労働組合、消費者生活協同組合その他労働者の団体が共同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。」と規定しているが、相互扶助は明記されていない。

農業協同組合法は、第1条の目的で「この 法律は、農業者の協同組織の発達を促進する ことにより、農業生産力の増進及び農業者の 経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民 経済の発展に寄与することを目的とする。」 と規定しているが、相互扶助は明記されてい ない。

信用金庫法は、第1条の目的で「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者保護に資することを目的とする。」と規定しているが、相互扶助は明記されていない。

(2) 独占禁止法の規定一協同組合の適用除 外規定一

日本では、事業内容ごとに個別の法律(特

別法)で種々の協同組合が規定されており^{(注)7}、協同組合に関する一般的な規定は存在しない。 法人税法では、協同組合等に分類され(法人 税法第2条第7号)、全所得に対して、軽減税 率の適用を受ける。また、事業分量配当金の 損金算入が認められている。協同組合等に含 まれるものは、法人税法の別表第3に掲げら れており、信用金庫も掲げられている^{(注)8}。

日本には、一般的な協同組合法は存在しな いが、一般的な規定としては独占禁止法第 22条が、協同組合原則を明記しており、我 が国の各種協同組織法制に共通の原則であ る。第22条は独占禁止法(私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律)の適用除 外の条文であるが、そこには「組合」を規定 している。すなわち、「この法律の規定は、 次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の 規定に基いて設立された組合(組合の連合会 を含む。)の行為には、これを適用しない。 ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は 一定の取引分野における競争を実質的に制限 することにより不当に対価を引き上げること となる場合は、この限りではない。」とし、 その要件として、

「1 小規模の事業者又は消費者の相互扶助

を目的とすること。

- 2 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 3 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 4 組合員に対して利益分配を行う場合に は、その限度が法令又は定款に定められ ていること。

として、組合が相互扶助性を有することを明記している。これは、先の中小企業等協同組合法第5条の規定と平仄を合わせるもので、協同組合原則として共通のものである。

各業態法は、独占禁止法との関係を規定して、第22条に基く適用除外の組合であることを規定している。例えば、信用金庫法は第7条で、

「次に掲げる金庫は、私的独占禁止法の適用 については、私的独占禁止法第22条第1号に 掲げる要件を備える組合とみなす。

- 信用金庫であって、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるものイ その常時使用する従業員の数が300人を超えない事業者
 - ロ その資本金の額又は出資の総額が政 令で定める金額を超えない法人である 事業者

⁽注)7. 個別法に基づく協同組合またはこれに類する組織には、例えば以下のものがある。生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合・生活衛生同業組合連合会)、農業協同組合法(農業協同組合(農協・JA)・農業協同組合連合会)、水産業協同組合法(漁業協同組合(漁協・JF)・漁業生産組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会)、森林組合法(森林組合・生産森林組合・森林組合連合会)、たばこ耕作組合法(たばこ耕作組合)、消費生活協同組合連合会)、森林組合法(在協同組合連合会)、中小企業等協同組合法(事業協同組合・事業協同組合連合会・事業協同組合・火災共済協同組合・火災共済協同組合連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会・信用協同組合連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会・企業組合)、中小企業団体の組織に関する法律(協業組合・商工組合・商工組合連合会)、商店街振興組合連合会)、商店街振興組合連合会)、商店街振興組合連合会)、商工組合中央金庫法(商工組合中央金庫法(信用金庫・信金中央金庫)、船主相互保険組合法(船主相互保険組合)、内航海運組合法(内航海運組合・内航海運組合連合会)、輸出入取引法(輸出組合・輸入組合)、輸出水産業の振興に関する法律(輸出水産業組合)、労働金庫法(労働金庫・労働金庫連合会)。8. 法人税法第66条第3項は、「公益法人等(一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業念度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の19の税率を乗じて計算した金額とする。」と規定し、協同組合である信用金庫の軽減税率を規定している。

二 (略)

2. (略)

3. 第1項第1号ロの規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに構成かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。

と規定して、信用金庫が独占禁止法の適用除外であることを確認している。また、相互扶助性についても明示している。中企法、労働金庫法、農業協同組合法にも同様の確認規定がある^{(注)9}。

このように独占禁止法の規定する組合であることを、各業態法で確認することにより、信用金庫等の協同組織金融機関が相互扶助性を有することが法的に確認できる。すなわち、相互扶助を理念とすることについて、各協同組織金融機関法に明確な規定のない場合があり、そのための手当てがこのように行なわれているのである。

このように協同組織金融機関の考え方は、「相互扶助」が重要な要件であり、非営利性が示されている。なお、協同組織である労働金庫法(第5条)・農業協同組合法(第8条)は、法律で営利を目的としてその事業を行なってはならないと規定している。

このように協同組織金融機関は、銀行法でいう「公共性」と独禁法や各根拠法で示された「相互扶助」が重要な目的なのであり、銀

行よりも非営利という制約を受けているので ある。

さらに、協同組織は、「相互」ないし「組合」で表されるようにメンバーシップが前提であり、その営業範囲も限定的なのである。

[2.3] 公式文書一各種審議会報告一

信用金庫をはじめとする協同組織金融機関の相互扶助性は、金融制度審議会・金融審議会などの報告・答申といった公式文書に盛られており、法令ではないが、正当性を示す記載である。

(1) 最高裁判決

1977年(昭和52年)6月20日、最高裁判所第二小法廷判決(金銭消費貸借契約無効確認事件)は、中小企業等協同組合について次のように触れている。「思うに、中小企協組合(中小企業等協同組合:筆者)は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等と同様、1844年ロッチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組

⁽注)9. 労働金庫法9条は、労働金庫法に基づいて設立された労働金庫をもって、独占禁止法22条1号および3号に掲げる要件備える組合とみなすと規定している。さらに、農業協同組合法9条および水産業協同組合法7条もまた、これらの法律に基づいて設立される組合が、独占禁止法22条1号および3号に掲げる要件を備える組合とみなすと規定している。したがって、それぞれの協同組織金融機関法に、それぞれの組合が組合員または会員の相互扶助を目的とする旨の明確な規定がない場合も、これらの組合が相互扶助を基本理念とする点で共通している。

合法五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと(一項一号、以下「相互扶助性」という。)、組合の行う事業によって組合員の直接の奉仕をすることを目的とすべきこと(二項、以下「直接奉仕の原則」という。)、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと(一項三号、以下「一人一票主義」という。)等を中小企協組合の基本原則として揚げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則って行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。その結果、中小企協組合について、一般金融機関と異なる制約・特典などの諸制度が法定されている。」(注)10

この最高裁判決にある「相互扶助性」は、 法律用語としても意味のある表現である。

(2) 金融制度調査会1989年報告

協同組織金融機関のあり方を真正面から検討した1989年5月15日の金融制度調査会第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」では、「協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」とし、対象の専門性に注目して「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を

受けられるようにすることを目的とする」、「協同組織金融機関は、地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易であり、また非営利の相互扶助組織であって、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されることから、利用者ニーズに即したきめ細かな金融サービスの提供が可能である」、「相互扶助組織として税制等の面で一般の金融機関に比べて有利な扱いがなされている」と記述した。

(3) 金融審議会リレーションシップバンキングWG2007年報告

金融審議会リレーションシップ・バンキングのあり方に関するワーキング・グループの2007年報告では、「(補論)協同組織金融機関について」を掲げ、協同組織金融機関の機能を確認している。すなわち、

「株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助・非営利という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先(会員・組合員資格)を原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている等、ビジネスモデル、対象とする顧客層、ガバナンスの仕組み等が異なっている。また、規模の格差や地域密着型金融への取組みに二極化傾向がみられるとの指摘がある。

このような制度的制約の下、地域の小規模 事業者を主要な顧客としている協同組織金融

⁽注) 10. 岐阜の信用協同組合とその組合員の間の金銭消費貸借契約をめぐる事案で、いわゆる拘束された即時両建預金を取引条件とする信用組合の貸付が独占禁止法19条に違反するとされた事例で、歩積両建や手数料・利息等をめぐり紛争になった訴訟の上告審判決。最高裁昭和52年6月20日第二小法廷判決・民集第31巻4号449頁。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319121407221196.pdf

機関は、地域密着型金融のビジネスモデルが 相対的に当てはまりやすい存在であり、今後 とも、小規模事業者を対象とする地域密着型 金融の重要な担い手となることが期待され る。」、「今後の地域密着型金融の取組みにおい ては、各金融機関が、顧客や地域のニーズを 的確に把握し、「選択と集中」の徹底・深耕 を図る必要がある中、協同組織金融機関に対 しては、相互扶助・非営利といった特性をよ り一層活かした取組みを求めることが適当で ある。」、「地域の小規模事業者が置かれてい る状況は引き続き厳しく、これらに対して地 域銀行に次ぐ取引シェアを有する協同組織金 融機関は、相互扶助・非営利という特性を活 かしつつ、会員・組合員でもある取引先の身 の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取 組みが必要と考えられる。」、「協同組織金融機 関は、相互扶助・非営利という特性を活かし、 会員・組合員でもある取引先の身の丈・ニー ズに合った地域密着型金融への取組みが必要 であり」、「個別機関への対応のみならず、相 互扶助の特性を業態内でも十分発揮するべく、 中央機関・業界団体のネットワークを積極的 に活用しつつ、その機能充実を通じた総合的 な取組みの推進を図ることも必要である。」 という記載があり、相互扶助・非営利という 表現を繰り返し掲げている。

(4) 金融審議会協同組織金融機関のあり方 ワーキング・グループ2009年報告

1. で指摘したように、規制改革・民間開放推進会議の答申を受けた金融審議会の協同

組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループは2009年6月に「中間論点整理報告書」を取り纏めたが、その中に協同組織金融機関のアイデンティティについて相互扶助性を明記している。すなわち、「検討の視座」の中で、

「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理 念とし、非営利という特性を有するものと位 置づけられており、その基本的性格は、中小 企業及び個人など、一般の金融機関から融資 を受けにくい立場にある者が構成員となり、 これらの者が必要とする資金の融通を受けら れるようにすることを目的として設立された という点にある。このような協同組織金融機 関の基本的性格や、その背景にある相互扶助 という理念は、地域金融及び中小企業金融の 専門金融機関としての協同組織金融機関に求 められる役割を最大限発揮するために活かさ れる必要がある。このことは、金融・資本市 場の発展が見られる今日においてもなお、ま た、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘され る今日であるからこそより一層、あてはまる ものと考えられる。

協同組織金融機関の本来的な役割は、<u>相互</u> <u>扶助という理念の下</u>で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことであり、この役割を十全に果たすべく、協同組織金融機関には、税制上の軽減措置が講じられている。協同組織金融機関は、この本来的な役割を果たし、地域経済・中小企業に対する円滑な資金提供を通じて地域の資本基盤整備や雇用の確保に積極的に貢献していくことが 重要である。」

として、相互扶助・非営利を確認している。 そのほかにも、協同組織と地域銀行の比較 の項で、

「協同組織金融機関と地域銀行とは、特定の地域で金融サービスを提供する点において共通するものの、過去においては、前者は一般の金融機関から融資を受けにくい中小企業や個人、後者は中堅企業以上や地方自治体との取引が中心であるという違いがあった。一方、昭和50年代以降の業務範囲の見直しにより、現状では、協同組織金融機関は地域銀行とほぼ同様の業務を営むことが可能となっている。また、大規模化した協同組織金融機関も出現しており、協同組織金融機関も出現しており、協同組織金融機関と地域銀行の差異は相対化しているとの指摘がなされている。

金融機関の利用者の視点からは、同様のサービスを同様の方法で提供する主体が複数あるよりも、サービスやその提供方法の選択肢が多様である方が、利便性が高い。協同組織金融機関と地域銀行が横並びで発展していくのではなく、協同組織金融機関としての本来の強みを十分に活かすべく、協同組織金融機関の側でも、例えば、地域の中小企業のニーズに対応した資金融通、情報提供、コンサルティング等のきめの細かいサービスの提供に経営資源を投入するなど、業務の「選択と集中」が図られていくことが期待される。」と記載し、地域金融の担い手の多様性に注目して、協同組織の役割を確認している。

このように、判決、審議会報告等で協同組

織金融機関の相互扶助性と非営利性は、種々の形で確認されており、協同組織を特徴付けるものと理解できよう。

[2.4] 非営利性

(1) 法制上の理解

信用金庫を理解するには、地域金融機関の2つのカテゴリーである地域銀行と協同組織を比較し、その相違を理解することが重要であり、株式組織(営利目的)と協同組織(非営利目的)という組織形態の相違の理解がポイントとなる。株式組織というのは、株式会社形態をとる企業形態であるということで、営利を目的とする組織である。旧商法は、第52条で、

「第52条 本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為 スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタ ル社団ヲ謂フ

> 2 営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編 ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行 為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト 看做ス

第53条 会社ハ合名会社、合資会社及株式会社ノ3種トス」

と規定しているように、商行為ないし営利目 的が株式会社の目的といえるのである。すな わち、株式会社は商法に基づいて設立され、 構成員である株主の利益を目的とした営利法 人である。

したがって、地域銀行は営利を目的とする 企業であるというのが第一義であるが、銀行 法は目的規定の第1条で、「この法律は、銀 行の業務の公共性にかんがみ、…」と規定し、 営利目的企業であるが、公共性の強い企業で あるとも規定しているのである。つまり、銀 行はメガバンクであっても、新規参入銀行で あっても、公共性が求められていることに変 わりはない。

会社法(2005年)は、会社を営利目的とする 社団と定めてはいないが、これは会社法上、 会社の株主・社員には、利益配当請求権・残 余財産分配権が認められていることは明らか なので、会社が対外的活動を通じて上げた利 益を社員に分配することを意味する「営利を 目的とする」という用語を用いる必要がないた めである。営利企業は、利益を獲得し追求す るが、この利益追求とは、営利企業の所有者 は株主であるため、株主である資本家・出資 者への利益還元、配当を高めることである。

商法の第4条第1項は、「この法律において 「商人」とは、自己の名をもって商行為をす ることを業とする者をいう。」と規定してい る。ここでいう「業とする者」というのは、 営利の目的で同種の行為を、継続的・計画的 に行なうこと、とされる^{(注)11}。

このような会社法・商法上の規定から営利性を捕捉できるが、これらの営利性の条件からみて、協同組織の員外規制・配当制限・相互扶助性から非営利性が把握できる。信用金庫の非営利性については最高裁の判決がある。最高裁第三小法廷の1988年(昭和63年)10月18日の手形金取立金返還等請求事件の

判決で、信用金庫の商人性が争われ、次のような指摘がある。

「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、その行うことのできる業務の範囲は次第に拡大されてきているものの、それにより右の性格に変更を来しているとはいえず、信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当である(最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事110号165頁参照)」(注)12

この指摘に従えば、信用金庫の行なう業務 は非営利性ということになる。

信用金庫ではないが、信用組合について、 最高裁第二小法廷の2006年(平成18年)6月 23日判決(預金払戻請求事件)では、

「中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、今日、その事業の範囲はかなり拡張されてきているとはいえ、なお組合員の事業・家計の助成を図ることを目的とする共同組織であるとの性格に基本的な変更はないとみるべきであって、その業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当であり(最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事110号165頁、最高裁昭和59年(オ)

⁽注)11. 落合誠一·大塚龍児·山下友信『商法 I -総則〔第3版〕』。

^{12.} 最高裁昭和46年(オ)第781号同48年10月5日第二小法廷判決(貸金請求事案)には、「中小企業等協同組合法に基づいて 設立された信用協同組合は、商法上の商人にあたらないと解すべきである。」とある。

第557号同63年10月18日第三小法廷判决·民 集42巻8号575頁参照)」

と指摘している。

このように、信用金庫・信用組合は、商法 上の商人ではないので、非営利性を有するこ とと法的には整理できる。

(2) 非営利法人

非営利法人というのは、①営利法人でない 非営利法人、②利潤獲得を第一義的な目的と しない法人、③メンバー相互へのサービス提 供のために利潤を獲得している法人、という 定義がある。

NPO法人(特定非営利活動法人)は「営業を目的としない」組織であるが、NPO法人には収益事業が認められていることから、剰余金も発生している。ただ、NPO法人には出資という概念がないことから、構成員に対する剰余金の分配は認められていない。また、「中間法人法」による中間法人も「剰余金を社員に分配しないことを目的とする社団」であり、その非営利性を徹底するため、社員に出資する義務を課さず、また、法人の財産に対する持分や剰余金の分配請求権も認めていない。ヨーロッパでは非営利について広く捉えており、利益の分配の可否での区別はなく、非営利組織を利潤極大を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の実現を事業活動の目的とする組織としている。

(3) 利益対立

組織面での利益対立問題がいわゆるガバナンスであるが、株式組織の場合、出資者であ

る株主の満足度は株主配当の最大化である。 配当の最大化を突き詰めると、その株式組織 の提供する商品・サービスの価格の上昇とな るため顧客満足度は低下する。顧客満足を追 求すると、配当が減少して、株主満足度は低 下するので、株式組織では株主と顧客の利益 対立が生じる。ガバナンスはその分緊張関係 にある。

協同組織の場合、出資者は協同組織の提供する商品・サービスの利用者であり、出資者と利用者(顧客)との利益対立は発生しない。いわゆるガバナンスは内在化されている。信用金庫の出資者は、配当以外のサービスの享受に関心があり、配当目的の銀行の株主とは、目的関数が異なる。無論、信用金庫の出資者でも、市中金利以上の配当率を期待する場合ある。しかし、信用金庫は、出資の配当率の上限を予め定款で定めており、その制限の範囲でしか配当を行なうことができない。この点は、制度上、銀行とは異なる。

(4) 適正利潤と内部留保

非営利性というと、無利益(利益を得ない) という理解もありうるが、そうではない。組織 を形成・維持して、金融業を営むには適正な 利潤は必要である。信用金庫が利益を獲得し て、剰余金を計上するのは、地域との長期に 亘る関係を維持し、組織の活動目的を遂行す るために必要な費用を内部に留保するため で、非営利性と矛盾するわけではない。

このような組織維持のための内部留保は、 会員に対する円滑な資金供給に対応するため

十分な水準である必要があり、自己資本比率 の維持にとって重要である。ただし、一定水準 以上の内部留保は、会員に対する利便性の阻 害要因にもなるので、バランスが重要である。

3. 信用金庫の相互扶助性

[3.1] 相互扶助一内部補助一

(1) 信用金庫の経済学的基礎

協同組織金融機関を理論的に理解する上で、 経済学的なアプローチを整理する上で、いくつ かの視点がある。協同組織を相互扶助性(非 営利)と理解すると、相互扶助はある組織内 で扶助を行なうことである。単純化すれば、内 部補助の理論、保険の理論がその典型であ る。また、協同組織をメンバー制として考えれ ばクラブ財の考え方が適用可能であるし、協同 組織が限定された地域での事業展開を迫られ ていることに注目すれば、密度の経済性の理 論・ネットワーク経済性の理論が有効になる。

相互扶助性は内部補助の理論によって説明可能で、信用金庫内での相互扶助が低リスク層と高リスク層の間と世代間での内部補助として整理可能であること、信用金庫が情報の非対称性の大きい分野でのインフラとして機能しクラブとしての把握可能であること、信用金庫の狭域高密度経営が密度の経済の理論で分析可能なことを整理する。その上で、協同組織のガバナンス問題と相互会社との比較

などを行なうことによって整理する。

(2) 内部補助の理論―相互扶助―

協同組織を支える考え方は、相互扶助 ("One for all, all for one.") である。"One for all, all for one." で表される理念は、スポーツのラグビーや生命保険で一般的であり、協同組織においても共通である^{(注)13}。理念としての相互扶助("One for all, all for one.") は、スポーツの世界だけでなく、経済行為としても十分な存在意義を有している。無論、保険における相互扶助についても多くの議論があり、近代的保険の理念に関しては、種々の解釈がある^{(注)14}。

相互扶助というと理念論的なイメージがあるが、これは経済学的に内部(相互)補助(cross subsidization)と考えてもよい。内部補助は、「複数の需要部門ないし事業部門を有する企業が「一方の部門における黒字をもって、他方の部門の赤字を補填すること」いう」とされる(注)15。たとえば、航空事業でみると、儲かる路線の収益によって赤字路線を維持することとか、高速道路の料金プール制に見られるように黒字路線からの収益で高速道路を延伸するというのが、内部補助である。不採算部門の剰余で穴埋めを行なうことによって全体の収益を維持するのが内部補助といえ

⁽注)13. "One for all, all for one." は、ドイツの保険学者Manes,A. (1877~1963) の言葉であるという(近見ほか [2006] p.37) が、彼以前からも使用されていたと思われる。ある生命保険会社のホームページには、「生命保険事業は「一人は万人のために、万人は一人のために」を基本思想とする相互扶助機能を本質としています」とある。長濱 [1992] は、保険加入は「相互会社の社員になることによって、まさに協同組合加入時のようなメリットとともに生命保険事業への投資に対するリターンを得ることが可能となる」(pp.65~66) とし、相互会社と協同組織の類似性を指摘している。

^{14.} 堀田 [2003] など。注 参照。

^{15.} 植草 [1991] p.224。

よう。内部補助は、規制や独占によって可能 とされるが、相互扶助でも可能である。

保険は、その本質について種々の議論があるが、通常は「保険とは同様なリスクにさらされた多数の経済主体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的ニーズの相互的充足」という定義がされる(注)16。単なる相互扶助ではなく、多数の経済主体が存在し、リスクが存在し、偶然ではあるが評価可能な金銭的ニーズを相互的に充足するという要件が必要で、より具体的には、大数の法則、収支相等原則(注)17、給付反対給付金均等の法則(注)18がなければならない。その意味で、相互性というのは、保険の数理的あるいは技術的仕組みが存在し、大数の法則が適用され、収支相等の原則、および給付反対給付の原則が妥当するような運営がなされる保険システムのことなのである(注)19。

保険 (や共済) を支える保険原理 (ないし共済原理) は、種々のリスクについて保険 (ないし共済原理) を通じて集団でシェアすることにより、個

人が確実に責任を負える程度のリスクに収めることを可能にするリスク・シェアリングがその根幹である。個人で負担しきれないリスクを集団でカバーし、内部補助によって補填するのである(注)20。共済は同じ職業、同じ地域に居住する者が組合を作り、組合員の死亡や所有財産の損害をカバーするもので、保険に類似する。しかし、加入者の範囲が職業・地域という限定的なもので、大数の法則が当てはまるほどの規模でないという点で保険とは異なるとされる。とはいえ、共済でも規模が大きくなると保険と変らない状況が発生する(注)21。

金融業務でもこのような趣旨で実施されるのが協同組織金融機関であり、そもそもは借入困難者が集まり、相互に出資を行なって順番に融資を受けるというのが相互金融ないし組合金融である(注)22。これが高度化し今日の協同組織金融に発展したと考えると、内部補助をメンバー間で実現する仕組みとも考えうる。たとえば、低リスクの企業がその信用リ

⁽注)16. 近見ほか [2006] p.8。これは、Manes によるものという。

^{17.} 集団の構成員数をn、保険料をP、事故に遭遇して保険金を受領する者の数をr、その受領保険金額をZとすると、nP=rZ の成立する場合を収支相等原則という。

^{18.} P=(r/n) Z=wZ。 すなわち支払い保険料は受領するかもしれない保険金の期待値に等しい。

^{19.} 近見ほか [2006] pp.37~38。保険の相互扶助は、保険給付を受ける者が、他の保険加入者の保険料からの分配を受けるという広義での相互扶助と、保険数理的観点からの厳密な(狭義の)相互扶助、を区別すべきであろう。

^{20.} 堀田 [2003] は、「保険事業は相互扶助の制度である」という主張は、「近代的保険には正確に当てはまらない」とし、「保険には構造的に相互扶助性が存在」し、事故に遭わなかった者の保険料が事故に遭った者に再分配される点は相互扶助であるが、保険加入者は他人を助ける目的で保険に加入するわけでなく、生活保障・賠償資力の確保のために加入するのであり、保険金受け取りは確率的結果に過ぎないと、としている (p.112)。堀田 [2003] は、「近代的保険における相互扶助は、同質のリスクで構成されている保険集団の間で、確率的計算を根拠として結果的に発生する相互扶助である。その点で、加入者どうしの精神的連帯に基づく原始的保険や共済制度あるいは社会的連帯に基づいた社会保険とは異なる。したがって、純粋な民間保険において、低リスク者が高リスク者の保険料を負担すること、つまり内部補助は保険原理的には生じてはならないことになる。」とする (pp.112~113)。

^{21.} 刀禰ぽか [1993] は、危険 (リスク)への対応として、危険の回避、危険の軽減、危険の保有、危険の移転を挙げ、危険の移転が保険だとする。危険を引き受ける者 (保険会社) は同種の危険を多数を集める (危険のプール) ことにより、その危険の発生度合の変動を少なくすることが可能になり、危険発生に伴う損失をほぼ正確に予測でき、その予測損失を多数の保険加入者に分担させ、その分担金 (保険料) 総額が危険発生に伴う損失を補償するに十分な水準になるようにすれば、保険会社は保険加入者の損失補償に困ることはないし、保険加入者は多数で分担するので少額の負担で危険を移転可能となる、という(pp.6~9)。刀禰ぽか [1993] は、共済についても職業・地域を共通にする者が組合を組織して、組合員やその家族の疾病・死亡、損害などを蒙ったときに、一定の給付を行なう相互扶助制度であるとし、純粋危険を対象とする点で保険に類似しているとする (加入者が多くない場合には、偶然的出来事の発生割合の変動が大きく、その予測が困難だが、大規模集団になると保険に近くなる。JA共済などでは、相互扶助による共済資金の還元融資、剰余金の割戻しなどがある。pp.19~20)。

^{22.} 全員が融資を受ければ解散する方式で、解散組合という。発足当初のイギリスのbuilding society が典型だが、やがて永続組合に発展した。

スクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織全体としてのローンポートフォリオでの収益性を確保して、協同組織金融機関の経営を維持することが可能になる。あるいは、同じ企業に対してでも、創業期や経営が厳しいときには低い金利で融資、収益環境が良好になって金利負担が可能になった段階では、多少高い金利で融資し、信用リスク以上の金利負担を求めることで、長期にみると相応の金利負担になることがありうるのである。強いていえば、同一企業の中長期的なローンポートフォリオと考えることができる(注)23。

この点は、協同組織金融機関の経営者のインタビューなどで語られる点であるが、実証研究例を挙げると、安孫子[2006][2007]のCRDデータを利用した研究があり、これによれば、業歴の短い(信用リスクが高い)企業の金利は低く、それに対して業歴の長い(信用リスクの低い)企業の金利は高いという結果が得られたとされている(注)24。これはCRD参加の金融機関では金利負担が内部補助という意味で相互扶助的に行なわれている可能性を示すものである。CRDは230万社のデータ

を有しており、信用保証協会データが基本である。信用保証協会利用企業の場合、業歴の長い企業でも信用リスクが高い可能性があるなど、データバイアスを排除できないという問題はある。また金融機関ごとに集計していないので、業態という視点では厳密性は欠けるものの、信用保証協会の利用が協同組織金融機関では高いことを勘案すると、信用金庫の融資の特性を反映している可能性もある。

(3) 相互会社の相互扶助性―リスク・シェアリング―

相互会社とは、日本では保険業法により保険会社にだけ認められた経営形態である。そもそも保険は、契約者の払った保険金が、万が一の事態に直面した人に支払われるという相互扶助の仕組みで成り立っている。この相互扶助の精神を最大限に生かそうという発想から生まれているのが相互会社とされる。保険を株主主権の下に置くと、保険加入者の利益よりも株主利益が優先する可能性があるので、保険加入者を社員とする相互組織の方が、保険制度に適していると考えられた。

保険(insurance)は、将来のリスクに対処

⁽注) 23. ローンポートフォリオによる相互扶助ないし内部補助については、信用金庫の実務者からは多くの批判がある。すなわち、①金利設定について個々の企業リスク等を勘案して決定していること、②リスク管理の高度化の要請の中で信用格付けに基づく適正なプライシングルールが求められる状況ではローンポートフォリオによる相互扶助は妥当しないこと、③実態に合わない論で競合が激しい都市部では低リスクの企業が高い金利を負担することは考えにくいこと、④顧客取引の公正確保、金利設定を顧客に説明する際の論拠にできないこと、経営管理上顧客間リスク負担をコントロールすることは困難なこと、⑤低リスクの顧客は他行との競合も厳しく低い金利設定になりがちなこと、⑥金利設定の背景にある引当金や保全状況との関連が重要なこと、などの理由による。この点は、より広くアンケート調査などによる検証が必要であろう。ただし、顧客同士の会を組織して、中小企業者の交流の場を作っているが、このような非価格面の活動は会員間の研鑚・交流を含めた相互扶助の要素も多いとされる。このような活動は地域銀行にもあり、信用金庫に固有なものではない。ローンポートフォリオ的な内部補助が実務的には不合理というのは、リスク管理手法が普通銀行と同じような手法になっており、必ずしも協同組織性ないし非営利性を反映した融資判断になっていない印象を受ける。真に創業期の企業、新分野に進出しようとするイノベーティブな企業への対応がなされているかが疑問である。地域イノベーションの担い手を支援する役割が希薄化していないかが、検証されなければならない。クラウド・ファンディングなどが必要とされるのは、信用金庫の与信に目利き機能が十分ではないからかもしれないからである。

^{24.} 安孫子 [2006] p.15、同 [2007] pp.177~178。信用リスクが低いはずの業歴の長い企業の相対的高金利というのは直感的には反対の結果であるが、安孫子は、暗黙の契約仮説によって、業歴の長い企業の相対的高金利を説明している。

する仕組みの一つであり、リスクの顕現に応じて金銭等の受渡しを行なう契約である。予め保険料をプールしておき、リスクの顕現に応じて保険金をそこから支払うシステムであり、リスクのプール(pool)とシェア(share)を行なうものである。同じようなリスクに直面しているグループ(リスクの顕現値はもちろん異なる)で保険を形成し、リスク実現後の所得分布などを均等化させることを「グループでリスクをプールする」「メンバー間でリスクをシェアする」と呼ぶが、その実現を図るのが相互組織である相互会社なのである(注)25。

(4) 協同組織金融機関の内部補助

協同組織金融機関は、株式組織ではないという点で相互組織ないし相互会社と共通点も多く、総代会を通じるガバナンス等参考になる事例が多い。その一つがリスク・シェアリングであるが、協同組織金融機関は1先当り融資額が小額で、小規模企業いわば高収益を期待できないむしろ採算性の低い分野に特化し、営利金融機関が参入しにくい分野を顧客層としている。何故、このような分野に対応できるのかの理由の1つは、ある種の内部補助ないしリスク・シェアリングによるものではないかと思われる。前述のように、低リスクの企業がその信用リスクに比して高い金利を負担することで、高信用リスク企業の金利負担をカバーして、協同組織金融機関全体としてのローン

ポートフォリオでの収益性を確保していれば、 採算性の低い分野へも対応できる。協同組織 金融機関にすれば、業歴の浅い段階では信用 リスクに見合った金利が徴求できなくても、 企業ステージが成長・安定期になって適正な 金利を徴求できれば、長期的に安定した適正 金利を維持できると考えることになるが、これ はリスク・シェアリングの一形態でもある。

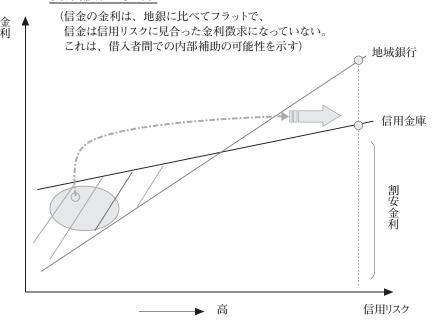
図表6は、信用金庫の内部補助を概念的に示したものである。信用リスクに見合った金利 徴求が金融機関にとっては基本であるが、信用金庫の場合、株式会社銀行に比べて信用リスクに対応した金利徴求となっていない可能性が高く、割安な金利設定になっていると考えられる。図表6に示したように、信用リスクが低い層での相対的に割高な金利徴求(収益)で、信用リスクの高い層での割安な金利徴求(損失)をカバーしていることが考えられるのである。すなわち、個々の融資の信用リスク対応の金利徴求ではないが、ローンポートフォリオ全体で信用リスクをカバーする行動をとっていると考えられる。これは、借入者間での内部補助が行なわれていることを示すものである。

このような事実上の内部補助が行なわれることが経営的に意識されていたのが、「短期利益よりも長期利益の訴求」という協同組織金融機関の行動に繋がるものと考えられ、リスク・シェアリングという点で相互会社の理念とも合い通じるものがある。信用金庫は自

⁽注)25. 長濱 [1992] は、積極的な利益追求行動を相互会社にも認め、その剰余あるいは利益を可能な限り衡平に分配することで、 社員への賦課を極力少なくしていくことを求めるとともに、閉鎖集団としての相互会社がありうるとしている。さらに、保険 料が相互会社への出資という側面には、保険事業が保証の提供だけではなく、アセットマネージメント事業を営んでいるの で、これへの投資である(生命保険事業への投資)であると、主張している(p.66)。

図表6

内部補助の考え方



己資本を調達する際、出資によるか、内部留保によることがその基本であるが、従来出資による資本増強ではなく、内部留保の蓄積によってきた。この内部留保の蓄積は、次世代のためないし次世代への移転であり、いわば世代間相互扶助ないし異時点間の内部補助である。また、借り手が相互補助の結果として内部留保を蓄積し、その原資の信頼性すなわち自己資本比率の充実が信用金庫の格付けを高め、その信用が利用者に還元されていると

考えれば、内部留保を通じた相互扶助ないし 内部補助が実現しているともいえる^{(注)26}。

[3.2] クラブ財の考え方

(1) クラブ財

協同組織を理解する場合、公共経済学における「クラブ財」の考え方も示唆に富むものである。クラブ財というのは、同じ関心を持つ者がクラブを作ることで効率的に経済活動・文化活動を行なうための財である(注)27。たと

⁽注) 26. Sandler and Tschirhart [1980] は、後述のクラブ財のコンテクストで世代間クラブ財を論じ、世代間クラブ財では、メンバーのコスト負担が通時的ないし恒久的になるので、現在のみならず将来のメンバーも考慮して議論すべきことを論じている (p.1513)。貸し手はリレーションシップの初期段階では借り手を支援する条件で融資し、後のこの支援分を回収する行動をとるというGreenbaum et al. [1989] などの議論は、まさに協同組織の融資行動にフィットする。

^{27.} クラブ財は、Buchanan [1965] [1971]、Tiebout [1956] の議論が嚆矢であるが、PigouやKnight,F. にも淵源があるという(Sandler and Tschirhart [1980] p.1481)。Sandler and Tschirhart [1980] によれば、クラブとは生産費用、メンバー制、排除可能財の特色を持つmutual benefit追求のvoluntary group とされる(p.1482)。以下では、柴田・柴田 [1988] pp.190~191、207~216、田中ほか [1999] pp.100~103、井堀 [2005] pp.271~272、360~362 など参照。また、「クラブ財とは、加入メンバーであるクラブ員のみにその利用を認めることができる(排除性)が、その消費にあたっては一定水準まで競合しない(非競合性)というものである。そしてこのクラブ財の供給は、1人のみの負担では賄えないため、複数のクラブ員を募ることになる。このときクラブ財供給費用は、クラブ員が平等に負担することとすると、その1人あたり供給費用は、クラブ員数の増加に伴い低下する。この費用構造は、規模の経済と呼ばれる。他方、クラブ財は、利用水準が低い場合には競合なく受益することができるが、ある一定水準を超えると利用に関する混雑が発生する。この混雑現象は、クラブ員の受益水準を低下させるので、クラブ財の質が悪化することを意味している。すなわちクラブ財は、供給における規模の経済と、受益における混雑現象のトレード・オフに注目して、その最適なクラブ員数やクラブ財規模、そしてその負担方法を考察するモデルである。」という整理もある(澤野 [2006] pp.232~233)。

えば、ゴルフ・テニスクラブ、劇場、お稽古 クラブなどがその事例とされる(古典芸能・文 化を維持してきた家元制。茶道や華道のよう に全国的に水準の高い組織(クラブ)など)。こ のほかに高速道路など公共性の高い財も含ま れる。ゴルフ・クラブのメンバーになることは、 プレーの権利を確保し、希望する日時に何時 でもプレーすることができるし、予約なしのプ レーや同伴者なしでのプレーも可能になるほ か、メンバー同士の交流・交歓も可能になる。

協同組織金融機関の場合、会員ないし組合員になることによって、協同組織金融機関というクラブに加入し、融資という金融商品・サービスの提供を享受することになる。協同組織金融機関は、会員・組合員にはできるだけ共通のサービス提供を行なうとする。金融サービスであるから、信用リスク等に応じて、金利などの条件は相違するが、営利金融機関とは同じ条件にはしないような工夫を行なったり、金利は多少高くても、営利金融機関では融資を受けられない者にも融資を行なうことがある。労働金庫では、間接構成員という個々の労働者が何時借りても一定期間での金利負担が同じになるように住宅ローンの変動金利制をその住宅ローン商品の導入当初から設定してきた。

協同組織金融機関は、営利金融機関では融資を受けられない層への融資を、クラブへの加入によって保証しているとも考えられ、クラブ加入によって継続的に融資を受ける可能性を担保しているのである。無論、協同組織

金融機関は徒に融資を実行するのではなく、 融資に伴う経営相談・支援等を木目細かく行 なったり、融資実行可能なような状況を作り 出すような相談・支援を事前的に行なうので ある^{(注) 28}。

さらに、協同組織金融機関のメンバーになることによって、情報の交換、ビジネスマッチング、販路開拓、種々の情報提供・交歓なども可能になり、融資という金融サービス以外の便益を享受可能になる。協同組織金融機関にとっても、メンバーになってもらうことにより、長期的な信頼関係(リレーションシップ)の構築はより可能になるので、情報の非対称性を緩和し、情報生産コストを軽減することが可能になる。

(2) クラブ財と金融

近年、金融業務ないし金融機関の問題をクラブ財のアイデアを活用した議論が展開されている。とくに、情報の非対称性問題や公的金融の問題の理解において、そのアイデアが活用されている。以下では、塩澤[2000]、折谷[2004]、大滝[2006]の主張を整理したい。

塩澤 [2000] は、中堅中小・新興企業における多様性・情報生産における困難性・小規模性などの存在から、「期待される収益に対して、審査・調査費用が相対的に高く、個別企業に対し銀行などからの融資という形では、一般には事業として採算が取りにくい」。として、「市場参加者にとって公共財的な、ある

⁽注) 28. 協同組織がクラブ財であるかの議論は、(注) 63を参照されたいが、Sandler and Tschirhart [1980] は、クラブ財としての協同組合の研究事例を指摘しているほか (p.1512)、世代間クラブ財の例としてprofessional associations を挙げている (p.1513)。

いは限定された主体が共同消費するクラブ財 的な役割をもつ社会的なインフラストラク チャー整備が、きわめて重要な社会的意義を もつ」と主張している。とくに、それらを対 象とする貸出市場では逆選択(逆選抜)問題 が発生することを理論的に分析しており、貸 出市場で同一金利が適用されるとその金利水 準では割高に感じる優良企業が市場から退出 し、その市場には非優良企業ばかりが残って しまう現象が発生することになる。これは、 企業の質に関する情報を金融機関がまったく 保有していないために、貸出市場で同一金利 の設定を行なうことによるもので、結局市場 が衰退することになる。これを回避するには 「公共財あるいはクラブ財としての情報を提 供する、もしくは各金融機関の情報獲得の費 用を低下させるような社会的インフラの整備 が必要」と主張し、これに替わる方法はメイ ンバンク制が考えられるとしている^{(注)29}。

折谷[2004]は、中央銀行のガバナンス・ストラクチャーの考察の中で、中央銀行の「銀行の銀行」としてのサービスをクラブ財として分析している。民間金融機関は中央銀行に「預金口座を開設しており、民間金融機関はこの預金口座間で資金を移動することによって、民間金融機関相互間の決済を行うことができる(インターバンク決済サービス)ほか、この預金口座から現金を引き出すこともできる。また、民間金融機関は中央銀行が認めた場合、中央銀行から資金の借入れを行うこと

もできる。これらのサービスについては、中 央銀行の取引先となった金融機関に供給され るが、民間金融機関などが中央銀行と取引す るかどうかは、民間金融機関側に拒否する権 利があり、強制ではない(中央銀行側も取引 を拒否できる)。その意味で、中央銀行の取 引先は中央銀行制度というクラブのメンバー とみなされる。現に、米国連邦準備銀行の取 引先は、「メンバー・バンク (member bank) | と呼ばれている」としている。さらに、「銀 行券は純粋公共財と分類されるが、クラブ財 とみられる側面もある。というのは、ハイ パー・インフレなどによって大多数の国民が 銀行券を使用しなくなった状況でも、銀行券 を使っている人々は、いわばその銀行券を使 うことを受け入れたクラブのメンバーであ り、そこでの銀行券はクラブ財とみなしたほ うが適当とみられる」としている^{(注)30}。

大滝 [2006] は、日本政策投資銀行の存在 意義を分析する中で、公的金融が「多くの民 間金融機関に広く共有されるべき情報・金融 インフラを生産し」ており、強い外部性を持 つので、「全金融機関の共通財産として作り出 すことには社会的意義がある」と指摘してい る。日本政策投資銀行の協調融資に参加する ことは、クラブ財である協調融資に参加する ことになり、その意味で民間金融機関が公的 金融の顧客になれば自由に情報を引き出せる という意味で共同消費(等量消費)が可能に なると指摘している (注)31。

⁽注)29. 塩澤 [2000] pp.3、14~15。

^{30.} 折谷 [2004] pp.85~87。

^{31.} 大滝 [2006] pp.149~150。

(3) 協同組織というクラブ財

協同組織である農協を対象として公共経済学の視点を適用したのが朽木[1977][1978][1980]の一連の業績である。朽木[1977]は、農協活動全般について公共財理論による整理の必要性を論じ、朽木[1978]はクラブ理論の不分割消費財にアイデアを得たとする「プラント・プール理論」によって農協の共同利用施設の分析を行なっている(注)32。ただし、農協の信用事業についての分析はない。

非競合性(共同消費、等量消費)は、ある 人が財・サービスを消費・利用しても、他の 人々の消費・利用が妨げられないということ であり、これは同時に同一の財・サービスが 多数の個人によって消費・利用されることを 意味する。協同組織である信用金庫について、 この非競合性を当てはめると、会員は信用金 庫から融資を受けることができ、相互扶助的 な観点から、営利金融機関から排除される層 でも融資を受けることが可能になる場合もあ る。信用リスクが高いという理由で営利金融 機関では排除されたとしても、協同組織であ ればその資金余力の範囲内で、必要な条件さ え満たせば、融資される可能性は高く、排除 されないという意味で非競合性が成立する。 これは、先の塩澤[2000]が指摘した「限定 された主体が共同消費するクラブ財的な役 割」を信用金庫が担っていることを意味する。

信用金庫というクラブに加入すると、融資 というサービス(クラブ財)を享受できるが、 営利金融機関から排除される層でも共同消費 が可能になるという意味で、信用金庫は非競 合性を満たしている。その意味で、クラブ財 なのである。とくに、相互扶助性を併せ持っ ており、高リスク企業であってもリスク対応 金利よりも低い金利で融資を享受可能になる。 先に指摘したように、高リスク企業からの低 い金利収入を、低リスク企業からの高めの金 利収入によって補填することによって、収支 相等を図る工夫(相互扶助)もありえるし、内 部蓄積による世代間の移転も行なわれる。こ れは、単に相互扶助ないし内部補助によるだ けでなく、クラブに加入してもらうことに よって、塩澤 [2000] が指摘するように、情 報獲得の費用を低下させる(情報生産コスト の軽減)ので、徴求金利の軽減化に資する効 果もありうるからでもある。このように、信 用金庫は、民間の組織ではあるが、準公共財 であるクラブ財であるとも理解できる^{(注)33}。

(4) 信用金庫の融資先

信用金庫の融資先・顧客は、小規模企業であるといわれる。 鹿野 [2006] [2007] のCRD データを活用した分析によれば、中小企業の中央値による平均的な状況は、従業員で6名、資本金で1000万円、売上高1.25億円程度である。その平均的な借入残高は5092.7万円である。小規模企業に焦点を当てると、従業員1~4人の企業では2500万円弱、5~9人で4400万円弱、10~19人で8200万円、20~49人で2億

⁽注)32. 朽木 [1980] p.185。

^{33.} 信用金庫のクラブ財性には、金融機関自体がクラブであるという面と、そのサービスとしての融資がクラブ財という面がある。

図表7 小規模企業の借入残高

(1) CRDデータ (鹿野 [2006] [2007])

	中小全体	従業員:1~4人	5~9人	10~19人	20~49
長短期借入金	5,092.7万円	2,461.4	4,385.4	8,200.0	19,429.8

(2) 国民生活金融公庫総研調査 (括弧は中央値)

	全体	売上:5000万円未満	5000~1億	1~5億
借入金	4,963 (1,500)	1,355 (620)	2,887 (1800)	7,354 (4,694)

円弱である(図表7)。CRDデータは、信用保証協会利用企業が多いので、多少借入残高が多いとしても、大きくは変らないと思われる。

これを信用金庫の貸出構造と対比させてみると、図表8にあるように、信用金庫の融資残高が最も多いのは1000万円~1億円未満層で全体の40%強である。1~3億円未満層も20%弱である。つまり、信用金庫の融資残高は、1000~3億円未満層で60%を占める。表2の従業員別では1~20人未満のいわゆる小規模企業層の借入残高に丁度信用金庫の40%強が対応しているし、同じく20~49人の層に信用金庫の20%弱の融資層が重なっている。

信用金庫の融資対象が小規模層で、その借入残高に対応するということはほぼ確認できる。図表8にあるように、信用金庫の1先当り融資額は、300万円未満が3分の2以上を占め、小口の融資が大半である。このように、小規模企業にクラブ財を提供しているのが信用金庫なのである。信用金庫の小規模企業1先当り融資額は300万円として預貸金利鞘を1%とすると、年間粗利益は3万円にしかならないが、これはクラブ財だから成立し、営利金融機関は参入しえない領域なのである。残

高ベースでみても、小規模企業の借入残高を 2500万円として年1%の利鞘を取るとしても年 間金利収入は25万円であり、営利金融機関の 収益構造からすると対応困難であろう。

国民生活金融公庫総合研究所の2006年調査 (『小企業の金融機関借入に関する調査』2006 年8月)によると、小規模企業の借入頻度は少 なく (年に1回が40%、2~3年に1回が30%)、 借入額も平均4963万円・中央値1500万円で、 売上高が5000万円未満層では借入平均1355万 円・中央値620万円である。小規模層では1500 万円の借入でも年間金利収入はネットで15万 円だったり、最小の層では6万円だったりする ことになる。このような小規模層に営利金融 機関が参入することは殆ど困難である。無論、 営利金融機関もスコアリング活用ローンに よって参入しているが、みずほ総研の調査で は20~50人層では活用が進んでいるといわれ るものの、国民生活金融公庫総研調査の小規 模企業では、利用は6%程度で、売上高5000 万円未満層では2.7%、5000~1億円未満層で も4.1%にすぎない。『中小企業白書2006年版』 は、クイックローン(スコアリング活用ローン) が20人以下の層で全体利用の40%を占めると

図表8 信用金庫の貸出構造

(1) 1先当り融資額の規模別構成

1先当り融資額	2002年3月末	2004年3月末	2006年3月末
300万円未満	70.4%	69.0%	66.6%
300~1000万円未満	12.8	13.0	13.3
1000万円以上	16.8	18.0	19.8

(2) 融資残高別構成

融資残高別構成	2002年3月末	2004年3月末	2006年3月末
1000万円未満	12.3%	11.9%	11.2%
1000~1億円未満	41.7	43.4	44.6
1~3億円未満	20.1	19.5	19.4
3億円以上	25.9	25.2	24.8

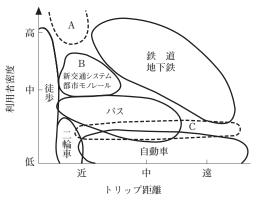
(出所)全国信用金庫協会『信用金庫金融統計』2006年(平成18年)版。

したが、これは20人以下といっても5人以下層 などへの浸透度は小さいものと想像される。

信用金庫の顧客は、**図表8**のように小規模企業であり、この分野にメガバンクや地域銀行が本格的には情報の非対称性問題など参入でき

ない(この分野で業務規制は存在しない) (注)34。 小規模企業の特性は、情報の非対称性が大きいこと(定性情報の評価が困難、定量情報の低い信頼性、少ない開示情報など)、信用リスクが高いこと、採算性が低いこと、などの市場特性があり、この点で金融機関の情報生産機能が極めて重要である。事実上、参入障壁はないものの、メガバンク等の参入は限定的である (注)35。

^{35.} これは交通事業における、在来の輸送機関では対応しきれていない需要の存在というトランスポーテーション・ギャップに類似する。これは、下図のA(歩くにはちょっと長い距離を大量に輸送する)、C(バスでは大きいがタクシーでは小さい輸送の領域)の領域を指す。さらに、地下鉄ほどでなはいが在来のバスよりも大きい輸送が必要な領域であるBが相当する。



(建設省都市局資料)

[3.3] 密度の経済性

(1) 密度の経済

経済学で規模の経済、範囲の経済などが知られているが、密度の経済という概念も注目されている。規模の経済が、スケール(規模)ないしネットワークの大きさが増大する場合に、生産量増加に伴い費用が低下することであるのに対し、密度の経済はスケール(規模)ないしネットワーク設備一定(不変)を前提に生産

⁽注)34. 小規模企業者層の6割が信用金庫と取引をしており、 4割強が信金をメインバンクにしており、信用金庫平均 でみると、その貸出先は、従業員数10人以下の層が 85%を超えている(金融審議会協金WG第6回(2008年 7月4日)資料。

量増加に伴い費用が低下することをいう(注)36。

密度の経済は、一定のネットワークの下で、もし需要増加があって供給増加になると、平均費用が低下することを意味している。密度の経済は、交通産業でその存在が知られており、多くの実証研究がその存在を示している。たとえば、鉄道の場合、路線が敷かれれば、その路線を旅客用と貨物用に使用することで範囲の経済が生じることが知られている一方で、1編成の車両の増結やその座席の増大が費用低下をもたらし、密度の経済を実現する。同様な事例は航空運輸サービスや水道事業などでも見られる(注)37。

このほかに、近年、「密度」が商品価値を 決めることが多くなっているといわれる。た とえば、半導体分野で技術「密度」の高い CPUは、比較的単純な構造や技術であるメ モリーよりも付加価値があることや、情報化 やサービス化が進んでくると、重要なのは、 コンテンツ(中身)の密度になることが知ら れている。配送業における密度の経済は、宅 急便ビジネスに見られる。配送業において、 路線便は線の太さとどれだけの基地をつない でいるかという長さを競う一方で、宅急便で 重要になるのは、顧客は一つの荷物しか出さ ないし、受け取らないので、一つの地域でど れだけの顧客を取り込むかによって効率が決 まることになる。

信用金庫業界でも、密度の経済ということがあるが、これも一つの地域にどれだけの顧客をもつか、一つの軒先にいかなる取引を行なうかという密度の濃さが効率性をもたらすというもので、交通産業や配送業と類似の側面がある。

地域金融機関・協同組織金融機関は、規模の経済を追及するわけではない。地域における最適な規模がありえよう。これを経済学では最小最適規模という。しかし、地域金融機関とくに協同組織のテリトリーは、「狭域高密度」に典型的に示される密度の経済性の発揮される領域である。ヒューマン・コミュニケーションを重視し、非価格サービスと信頼・親近感に支えられた、効率性のみでは説明されないメリットである。

ノウ・フー (know who) という、ヒューマン・コミュニケーションに立脚した経済性は、たとえば1件の取引先 (軒先) についてヒューマンな付き合いを通じて、総合取引ないしメイン化することが可能になり、ある種のスコープ・エコノミーが働くのである。これは、「点あるいは線」の密着ではなく、「面」の密着によって実現されよう。信用金庫でいわれる狭域高密度はまさに密度の経済の別表現であったと考えられる。

⁽注)36. Caves et al. [1985] pp.471~475. ネットワーク密度の経済性は、規模の経済性の概念をより精緻にするために考え出された概念であるといわれ、交通産業や水道・電力・ガス事業など、生産設備がネットワークとして構築される場合、何が具体的に「規模」を意味するか捉えにくい。鉄道事業では、路線の規模を旅客数(旅客人キロ)で測った場合と路線長(営業キロ数)で測った場合とで異なった結果が得られる。輸送量と路線長が同じ割合で増加して場合が規模の経済性で、路線長が変わらず輸送量が増加した場合が密度の経済性である。

^{37.} 交通産業での密度の経済の分析については、須田・依田 [2004]、村上 [2006]、高橋 [2006] など参照。航空業であれば、使用機材の大型化・座席スペースの稠密化などによる座席数の増加が密度の経済をもたらすことになる (Caves et al. [1985] p.474)。水道事業での密度の経済については高田・茂野 [1998] 参照。

(2) ネットワーク経済性

ネットワーク経済性(外部性)は、電話・水道事業・電力事業・ガス事業などのネットワーク型サービスにおいて、加入者数が増えれば増えるほど、一利用者の便益が増加するという現象のことである。利用者が増加により、一層利用者が増加するという、正のフィードバックが発生する。

たとえば、電話網への最初の加入者の便益は明らかにゼロである。2人目の加入者には、1人目の加入者と通信ができるという便益があるため、この便益を加入に伴い費用と比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら2人目の加入が1人目の加入者に与える便益は考慮されないため、ここに外部性が存在する。同様に、3人目の加入者は、先の2人と通信できるという便益と加入の費用とを比較して、実際に加入するかどうかを決定することができる。しかしながら3人目の加入者が先の2人に与える便益は考慮されないため、ここにも同じく外部性が存在する(注)38。

ネットワーク外部性は、消費者が同種の財の消費者に与える外部経済という意味で、 Leibensteinのバンドワゴン効果と同じ性質を持っている。ネットワーク外部性が存在する場合、新規加入者にとっての便益は既存加入者の数に依存するために、加入者数の少な い間はなかなか普及しないが、加入者数がある閾値を超えると一気に普及するといった現象が発生する。

水道事業でも同様な効果がある。水道の配管が一つの地域に満遍なく敷設されれば、その地域に新規居住する者は低いコストで水道を引くことができるが、その地域から離れたところに新たに居住しようとすると、敷設の費用は高額となる。すなわち、ネットワークが一度構築されると、その経済効果は大きいことが分かる(注)39。

信用金庫は一定地域に深耕し、その地域の 顧客層を開拓することによって、地縁・人縁 のネットワークを構築してきた。先の狭域高 密度経営がそれで、店舗の周辺の一定範囲で 営業することによって、顧客のニーズを掘り 下げ、ある融資先で他の事業主の紹介を受 け、その情報を活用して新規開発を行うこと といわれるように、人縁と地縁を活用した営 業活動として行われてきたが、渉外活動を中 心とする経営なので、「足の金融機関」とも いわれている点こそネットワーク経済性であ る。このことは、一つの地域に投入する人的 資源が一定であれば、ビジネス機会の増加に よって収益増加がもたらされるのであれば、 それだけ効率性は上昇しているはずで、これ はネットワーク経済性の発揮でもある。

⁽注)38. Katz and Shapiro [1985] は、既存のネットワークに、新規のAが加入すると、既にネットワークに入ったBは自らの契約について何らの変更をしないで、Aに対する通話が可能になるというネットワークの経済性による便益が発生する、と指摘した(p.424)。

^{39.} 高田・茂野 [1998] p.39。別荘地などで一戸だけが離れていると水道敷設には相当の費用負担が必要になるが、一定範囲にまとまった需要があれば、その需要者の費用負担は小さくなり、ネットワークの外部性が生じる。

[3.4] 比較制度論的視点

(1) 経路依存性と制度補完性

〔進化ゲーム理論的視点〕

経済システムというのは、数多くの制度の 歴史的な累積であり(これを経路依存性と呼ぶ)、一つの制度は必ず他の制度を前提として 成り立っている(これを制度補完性と呼ぶ)。 したがって、一つの制度に部分的に手を加え ても、システム全体としては、あたかも人体 が怪我をしても自己治癒能力で治るように、 元の状態に戻そうとする強い復元力が働くの である(これをシステム慣性という)。これ らの考え方は、進化ゲーム理論・複雑系経済 学などの研究成果でもある。

市場主義というのは、市場メカニズムに経済システムの運営を委ねるものであるが、市場は経済問題を調整する一つの手段に過ぎない。とくに、市場の機能は、それが置かれた社会的・文化的・政治的・歴史的・法的など

多様な要因のあり方と密接な関係にある。ここで、「制度補完性」という概念を理解して おくとよい。

経済システムは、異なる目的関数をもつ経済主体が存在した方が、同じ目的関数の経済主体のみの場合に比べて、経済的厚生が高いといわれる。金融システムについては、営利目的の銀行、非営利目的の協同組織、公益の公的金融、という組み合わせは、制度補完性の関係にある。

さらに、経路依存性の問題がある。経路依存性とは、歴史的な偶然など必然的な優劣以外の要因でその後の推移(経路)が決定される特性を指す。このような経路依存性はデファクト・スタンダードの形成過程で意外に大きな役割を果たすことが多い。特にネットワーク関連分野は経路依存性に強く支配されていると言われている。「歴史的偶然」によって市場で優勢になってしまえば、その製

コラム:制度補完性

AとBという2つの要因を考えると、Aの要因が有効に働くためにはBの要因がきちんと作用していることを必要とする状況があるとする。同じように、その要因が有効に働くには、Aの要因がきちんと作用していることを必要とするとする。このとき、AとBの2つの要因には、制度補完性があるという。いわば、お互いが助け合う関係のことをいう。

たとえば、日本の雇用慣行として有名な終身雇用(長期雇用)の制度は、年功序列制や閉鎖的・固定的な労働市場と制度的補完関係にあるといえる。もし年功序列制ではなく、能力主義の 昇進昇級制度であれば、終身雇用を維持するために能力の劣る人を雇い続けるコストを企業が負担しなければならくなる。

市場制度について、そのための法的整備や取引慣行、文化的背景など、多様な要因との制度的な補完性に注目する必要がある。多様な要素の組合せで成り立っている社会に対して、ある一部分だけを改革しても、それを補完する、あるいは支える要素が不十分であれば、その改革がうまくいく可能性も少なくなる。

コラム:経路依存性

経路依存性としては、たとえば、価格設定が市場の期待よりも低かった、たまたまその時点でユーザーの指向に合致した機能を持ったといった事例が考えられる。その代表的な例としてよくとりあげられるのがQWERTY(クアーティー)配列のキーボードである。このキーボード配列は、初期の機械式タイプライターの内部機構的な制約から生まれたものだ。一定以上の速さでタイピングすると内部機構に障害が発生するので、高速なタイピングができないように配列が決められている。つまり、わざと効率が悪く作ってあるのだ。その後、内部機構が機械式から電気的なスイッチに変わって、Dvorak(ドボラク)配列などの打鍵効率がよいキーボード配列が開発された。しかし、QWERTY配列は市場で支配的である。他の配列が使いやすく効率的に優れていても、ユーザーが現行の方式を捨てて適応するのには多くのコストがかかるからだ。

ビデオ・テープにおけるVHSとベータマックスの競争と、その結果としてのVHSのデファクト化、1990年代のWebブラウザのシェア競争におけるOSのバンドル化や、最近のADSLサービスに関する街頭での無料キャンペーンなどは、市場で優位に立つための一般的なビジネス戦略だと思われている。しかし、このような企業活動も、経路依存性という新しい経済学の理論にのっとったものともいえる。QWERTY配列のキーボードの場合は純粋に「歴史的偶然」だったかもしれないが、技術的な優劣ではなく、「歴史的偶然」を意図的に操作することでも規格や標準を左右できることに現代では多くの人間が気付いているのである。

品や技術の支配的地位はなかなか揺るがない ということだ。

〔金融システムの国際比較分析〕

このような進化ゲーム理論的立場から、金融システムの国際比較分析という視点が注目を集めている。もともと金融システムを構築する場合には、他国のシステムを参考に構成することが多い。「他国ではこのようになっている」という言い方をもじって「出羽の守」アプローチということすらあるように、金融システムのあり方は一様ではなく、またグローバリゼーションの中では余計他国の変化には無関心ではいられない。

ところで、一国の金融システムが、市場に 軸足を置くシステムなのか、それとも銀行に 軸足を置くシステムなのか、という話題はよく考えてみると多くの論点をもっている。その国の経済発展度の相違が金融システムの構築にいかに影響するのか。経済発展のために有利な金融システムとはいかなるシステムか。そもそも市場型システムと銀行型システムとの相違は何で、それぞれの優位性は何か。金融システムを構成する要素である経済主体の資金調達運用行動、金融セクターの役割、コーポレートガバナンスの機能、企業戦略などへの影響などの視点からの整理も重要である等々…。無論、金融システムを規定するのはその国の民法・会社法などの法的規準が大陸法準拠か、コモンロー準拠かに依存することも重要なポイントである。

日本の金融システムが間接金融優位型で、

銀行型システムである理由と、先に指摘したように複線型システムないしそのシステムを市場型システムに移行させることが必要であるといわれているが、経済主体の資金運用行動とくに個人部門の資産選択行動を見るにつけ、市場型システムへの移行は容易いことではなさそうに思われる。進化ゲーム理論の経路依存性が強いと思われるからである。また、いわゆる株式組織形態の金融機関が支配的な金融システムと、非営利の協同組織形態の金融機関や公的金融機関の存在の有意性が高い金融システムとでは、金融システムの有り様が異なるように思われ、「制度補完性」が働くと思われる。

日本の金融システムでは、非営利の金融機関の占めるシェアは預金でみると、協同組織約20%、郵便貯金約26%で、計46%になる。株式組織の金融機関だけが、金融仲介のメインプレーヤーではないのである。このような異なる目的関数の金融機関が併存するのが日本の金融システムの特色であることをいかに認識するかである。

さらに、1990年代を通じて欧米諸国で顕在化している金融排除問題と金融システムの関連がある。市場型金融システムが整備され、いわゆるディミューチュアリゼーション(脱相互化、株式会社化)が進み、相互組織形態の金融機関が株式会社化している。多くの国の生命保険会社、アメリカの貯蓄貸付組合(S&L)、イギリスの住宅金融組合(BS)が典型である(一方、協同組織形態の金融機関は株式会社化している事例は少ない。これ

は出資証券が市場で上場されていることなどによると思われる)。目的関数が同じ金融機関によって金融システムが構成されるようになると、金融排除問題が生じてくる。90年代に多くの国の金融の分野で顕在化した共通の問題として、金融システムでの市場主義の徹底が、非効率な店舗の廃止、ウインブルドン現象といわれるような外資による経営が低所得層や金融機関にとって良い顧客でない庶民層にとって金融機関が使いにくい存在になってきた。金融IT化による解決がないわけでもないが、デジタルデバイドの問題が別に発生する。

いずれにせよ、金融排除問題が顕在化している国は相対的に市場化が進んだ金融システムをもつ場合に多いように思われる。

(2) 市場主義を埋めるもの

〔ソーシャル・キャピタル(人々の絆)〕

アメリカ社会の理解には、コミュニティの 理解が不可欠といわれる。アメリカの大統領 就任式ではかならずその宣誓に州・地域に貢献する旨の文言が入ることで知られるよう に、アメリカ社会の基盤はコミュニティなの である。この点に着目して、グローバリズム に対する直接的な批判ではないが、市場主義 だけで経済活動が完結しないこと、グローバ ル経済という側面とコミュニティという側面 の両面を見ないとアメリカ経済を理解できな いという点から、市場主義に対する批判が ソーシャル・キャピタル重視の主張である。

この主張の代表的なものが、パットナムであ

り、彼は民主主義政治の基盤としてソーシャル・キャピタル social capital の希薄化という視点から市場主義への批判を展開した。ソーシャル・キャピタルは、そもそもはジェイコブズやコールマンによって用いられた用語と知られる。ソーシャル・キャピタルは、協調的行動を容易にさせることにより社会の効率を改善させる信頼、規範、ネットワークなどの社会的仕組の特徴を意味し、具体的には信頼のような相互の利益のために協調や協力を促進するソフト面での人的な絆のことを意味する。ソーシャル・キャピタルは、信頼とそれを裏打ちする規範とネットワークのこともいえるのである。

協調的行動の重要性は、「コモンズの悲劇」 「囚人のジレンマ」「公共財」「スト破り」など の事例に顕著で、社会の構成員がそれぞれ、 協調的・利他的に行動すれば最も効用が高い 結果を得られるはずなのに、市場原理主義に 基づいて利己的に行動すると、個人的にも社 会全体からみても効用が低い結果を招来して しまうというものである。

パットナムの主張は、市場原理主義に基づく グローバリズムだけでは経済社会の良好なパ フォーマンスは得られず、それを補うものとし ての協調的システムの必要性を指摘したもの と考えられる(Putnum,R.,[1993][2000])。パッ トナムは、アメリカ人がかつては数人ないしグ ループでプレーしていたボウリングを1人で プレーするようになったという例を挙げて、 アメリカ社会の連帯ないし人々の絆が希薄に なっていることに注目し、アメリカ社会の根 幹が揺らいでおり、市場主義の悪影響が現れ ていることを危惧したのである。

〔排除の問題(金融排除など)〕

OECDは、1998年に『社会排除への闘い』という報告書を纏め、排除問題が各国でどのように発生しているかを論じている。グローバリズムの影の側面を明確にしたものである。その一つの問題として金融排除問題がある。

金融グローバリゼーションの進展の下で、 金融取引は自由化され、エンドユーザーには 選択機会の拡大、収益性の増大、利便性の高 いサービスの享受などといった恩恵をもたら す一方で、その恩恵に与れないというディメ リットも顕在化しており、金融排除問題という イッシューとして議論されるようになった。金 融排除というのは、広義には、金融取引面に おける差別ないし選別ということであり、情 報の非対称性が固有に存在する金融取引には 避けられない課題であるし、信用割当問題は 金融論では長く議論されてきたテーマである。 しかし、最近議論されている金融排除問題は、 広義の差別ないし選別の中に入るものである が、より重要なのは金融取引そのものから疎 外されてしまうことを論じている。たとえば、 金融機関にアクセスする場合に、最低預入限 度や口座維持手数料が高額で預金ができない こととか、銀行統合などによって支店ないし ATM・CDが存在しなくなってアクセス・ポ イントがなくなることとか、必要な借入を拒 否されることなどである。いわば、金融取引 面でのシビル・ミニマムないしナショナル・

ミニマムの確保が問題となっている。

そのような状況は、かつて存在した公的部門 の金融機能が民間に移管されたことによる影響 があるともいわれ、諸外国では公的部門の金 融機能を再評価する方向も検討されている。

金融排除を、合理的な理由がないにもかかわらず必要な金融サービス(金融機関の資産・負債の両面において)を享受できない状況として捉えることとするが、その態様は多様であるが、金融機関が顧客属性から行なう場合と、地理的特性に起因する場合(金融機関そのものが存在しない)などが区別できる。

[アメリカの場合]

アメリカでは、金融排除という用語は使用さ れないが、融資差別の問題は広く知られ、その 意味する現象は多く見られる。とくに、金融機 関のアクセス段階で顕著である。アメリカでは、 金融機関が店舗のテリトリーのうち、低所得層 の居住する一定地域を定め、住宅ローン等の サービス供給を行なわないことが問題となっ ていた。これを、レッドライニング (redlining) という。さらに、大手の金融機関は、プライベー ト・バンキングを展開し、customer focussing という手法によって、顧客の選別化を行なっ ている。たとえば、大手銀行へのヒアリングに よると、預金10万ドル以上の層がターゲットで あるとか、月に300ドルの収益をもたらす層が、 プライベート・バンキングの対象となってい る。CRA (Community Reinvestment Act) やそ れに基づくRegulation BB (消費者信用申込者 への差別禁止など)、HMDA (Home Mortgage Disclosure Act)やそれに基づくRegulation C(国勢調査区画での銀行の住宅ローンの件数開示)などはレッドライニングへの対応である。

レッドライニング問題は、一定地域住民との取引を行なわないことを意味し、その実態は融資に関わるものが多いといえるが、金融機関が受信サイドでも消極的になることも含まれる。この問題はアメリカではライフライン口座 life-line banking ないしベーシック・バンキングの問題として議論されてきた。1995年のFRBの調査によれば、低・中所得世帯の25%(1,100万世帯)が銀行口座を保有していないという。その原因は、口座手数料(開設・維持)が高いこと、アクセス・ポイントがないことなどによる。

アメリカでは、州レベルでこの受信レベルの問題への対応が行なわれ、マサチューセッツ州の「18-65法」(1984年)が有名である。この州法は、州居住者で18歳以下又は65歳以上の者が有する当座預金及び貯蓄性預金に対しては、原則として手数料を課してはならないというものである。同趣旨の立法は、ロードアイランド州でも行なわれ(1985年)、17歳以下の者の500ドル以下の口座には手数料は課してはならないとされた。イリノイ州法は65歳以上の者の当座預金開設を義務付けた(1986年)。1991年 Bank Enterprise Actは、FRBおよびFDICの基準に合致したライフライン口座について預金保険料率を1/2にすることとした。

ニュージャージー州で、Consumer Checking

Account Law が制定され、当初預入額は50ドルとされた。ニューヨーク州では、ライフライン基礎的銀行法が1994年(97年改正)に施行され、当初預入額は25ドル、最低残高1セント、最小限の口座維持手数料(1カ月3ドル)にすることが規定されている。

アメリカの銀行の店舗数は85年の85,083が99年に86,286と横這いであるが、そのうちS&Lの店舗数がその破綻の影響もあって、27,373から14,347に減少した。ATMは85年の60,000から98年の187,000に増大した。これは、North Carolina、Maryland、Rhode Island、Washington、Hawaii、Ohioで顕著である。

〔その他の国の事例〕

・イギリスの場合

イギリスでは、1986年のビッグバンに象徴的なように、1980年代以降サッチャー政権の下で、金融規制緩和が進行した。とくに、旧4大銀行のターゲットはAないしBクラスの顧客で、庶民クラスはもともと4大銀行の主たる顧客ではなかった。ところが、90年代以降銀行統合が進み、支店数の減少が起こるとともに、1986年の法改正によって、住宅金融組合の株式会社化・普通銀行への転換が進み、90年代半ばには大手の住宅金融組合も普銀に転換して、業界の資産規模は半減したといわれるが、このプロセスで庶民から離れたことが予想される。

このような状況の下で民間金融機関が地方から撤退し、銀行口座を保有していない者は350万人(2000年)になったといわれ、金融

排除 financial exclusion 問題として認識されている。イギリスでは、口座開設時の拒否率が13~41%になるという。

ロンドンの低所得層地区での店舗閉鎖をみると、322の行政区中で126区で銀行店舗が存在しない。イギリス全体では20%の世帯で預金口座を保有しておらず、ロンドンでは32%の世帯に及ぶといわれる。

イギリス全体で銀行の店舗数は、1985年に14,266であったが、99年には9,344と3分の2になった。非対面取引のATMは、85年に7,702であったが、99年に19,540に増大した(店外ATMは90年の1,017から99年の6,163に)。

・ドイツの場合

ドイツでは、中央信用委員会が加盟の金融業界団体の「あらゆる国民階層向けに振替口座を用意する」という勧告を発表しているが(1995年6月)、実態はその勧告が実行されておらず、既存口座の解約もみられるという状況であった。そのため、ドイツ連邦議会は勧告の実行と、口座開設の拒否及び解約の理由開示を求めている。このような状況の下で、特殊会社化したドイツポストは局舎を削減し、91年の25,900から99年の14,000(直営局は8,000)まで局舎数は減少したため、最低12,000カ所の局数の維持が義務付けられることになった。

・フランスの場合

フランスでは、預金口座を保有しない個人・法人は自らが選んだ金融機関またはラ・ポスト、国庫に口座を開設する権利を有することが銀行法(1984年)で規定されている。

口座開設を拒否された場合には、フランス銀 行に申立てれば、同銀行が介入して開設させ ることになる。

・ニュージーランドの場合

1980年代にニュージーランドは、大規模 な構造改革を実施し、規制緩和・民営化を軸 に市場原理を徹底させたことで知られる。そ の結果、大手銀行はほとんど外資系となり、 手数料の値上げや支店の閉鎖が行なわれた結 果、利便性が大きく後退した。銀行の支店数 は93年の1,543が99年に866にまで減少した。 また、郵便貯金は87年に特殊会社化され、89 年にANZ銀行に売却されたが、その支店数は 87年の1.244が90年に376、95年に237にまで減 少した。ATMは、94年の1,178が98年に1,521 (1998) となったほか、EFTPOSが同時期に 4,000から65,246へと増大した。その後、寡占 化された金融市場に対する批判などから2001 年に国有企業であるニュージーランド・ポス トの子会社としてキウィバンクが設立され、 郵便局を通じた小口金融サービスを全国的に 復活させ、設立後高い成長を続けている。

[基礎的金融サービスと金融排除]

金融排除問題に対して、基礎的金融サービスを確保することが重要である。具体的な考え方を整理すると、

・たとえば、EC委員会は、基礎的金融サービスを決済システムすなわち ライフライン・サービスとして捉える。すなわち、多くの金融サービスを利用するパスポートとしての当座預金口座が基礎的金

融サービスである(口座番号、ペーパーまたはカードによる無制限の資金移動、小切手帳、ATM等による現金の引き出し、デビットカードサービスの機能をもつ当座預金口座)。

- ・イギリスでは、basic banking service & second stage facilities として捉えること (手数料が無料ないし低料金、窓口・ATM・郵便による預入 (窓口・ATMによる引き出し)、デビットカード、自動引き 落とし、自動振替え、電話・インターネットによる取引など)、
- ・ドイツでは、social banking すなわち預 金口座(社会保障給付受け取りなどライ フライン的な預金口座)、住宅ローン、 生活基盤整備と中小企業融資、個別融資 といった限定的な投融資などとして捉え ること、

といったものが挙げられる。これらの基礎的 金融サービスの享受が困難なこととして金融 排除がある。

金融排除というのは、金融機関の店舗閉鎖や不進出から、ライフライン口座が確保できず、その結果就職も困難で、年金受け取りにも困難を生じさせることなどとして捉えられるが、金融サービスが地域的に格差をもつことも包含されるといえよう。このような口座開設の困難性のほか、

- ①特定顧客層の意図的排除(新金融商品の 開発・設計段階で):収益機会喪失
- ②金融ITなどのネットワークからの排除: 基礎サービス・収益機会喪失

- ③金融情報や投資相談サービスの提供にお ける差別化:収益機会喪失
- ④顧客別収益管理システムによる個人取引 機会の差別化:口座維持手数料など

: 基礎サービス・収益機会 喪失

⑤持株会社化により地元還元融資を抑制: 地域格差

なども金融排除に当たるとしている。いわば、情報の非対称性の下での逆選択問題として捉えることができる。

金融排除問題を解決するにはいくつかの手 法がある。法的手段、業界の対応、専門機関 設立、政府の対応などである。

①基礎的金融サービスの提供を法的に促す 方法

すでに見たように、法的に基礎的金融サービスを保障する事例が、フランスの口座開設権の法的保障であり、ほかにアメリカのニューヨーク州法や、ニュージャージー州の消費者小切手勘定法(全金融機関向けに所得基準の審査をしない口座提供を義務付ける)や、マサチューセッツ州の18-65法などがある。

さらに、基礎的金融サービスの提供状況 に関する情報開示の義務付けが、先のドイ ツの連邦議会基礎的金融サービスの改善を 求める特別決議(1997年6月)や、アメリ カのCRA、HDMAなどがある。

②業界団体による自主規制

業界団体が、加盟金融機関の間で合意する自主規制で金融排除に対応する事例が、イギリスの銀行協会のコードなどに見られる。

③専門金融機関の育成、支援(協同組織、ノンバンク)

基礎的金融サービスを専門機関に提供させる事例として、イギリスのPYBT (Prince of Wales Youth Business Trust) を育成するための補助金がある。このほかに、クレジット・ユニオンを育成することなども行なわれている。

④政府、地方自治体による小口融資制度、 国営・公営金融機関による基礎的金融 サービスの直接提供

政府、地方自治体の小口融資制度には多様な例があり、また国営・公営機関による 金融サービス提供の事例も多いので、以下 では近年の郵便貯金をめぐる事例を挙げる こととする。

このように、公的金融による金融排除の克服もあるが、協同組織による解決も重要である点は、信用金庫の今後のあり方を考える上では重要な視点である。

〈参考文献〉

- Albert, M., Capitalisme Contre Capitalisme, Editions du Seuil, 1991. 小池はるひ訳『資本主義対資本主義(新装版)』 竹内書店新社、2002年5月(初版)、2008年5月(新装版)。
- Allen, F. and Gale, D., "Financial Markets, Intermediaries, and Intertemporal Smoothing," Journal of Political Economy, Vol.105 No.3, June 1997, pp.523~546.
- Allen, F. and Gale, D., "Innovations in Financial Services, Relationships and Risk Sharing," Wharton Discussion Papers, 97-26-B, Apr.1998.
- Allen, F. and Gale, D., Comparing Financial Systems, MIT Press, 2000.
- Allen, F. and Santomero, A., "The theory of financial intermediation," Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 96-32, Aug.1996. (Journal of Banking and Finance Vol.21 No.11-12, pp.1461~1486, 1997.)
- Allen, F. and Santomero, A., "What Do Financial Intermediaries Do?" Wharton School, Financial Institution Center, University of Pennsylvania, Working Paper 99-30-B, Sep. 1999. (Journal of Banking and Finance, Vol. 25 No. 2, Feb. 2001, pp. 271~294.)
- Baseman, K., "Open Entry and Cross-Subsidization in Regulated Markets," in Fromm (ed.), Studies in Public Regulation, MIT Press, 1981.
- Berger, A., Demsetz, R. and Strahan, P., "The consolidation of the financial services industry: Causes, consequences, and implications for the future, "Journal of Banking and Finance, 23 Nos.2-4, Feb.1999, pp.135~194.
- Berger, A. and G. F. Udell, "The Economics of Small Business Finance: The Role of Private Equity and Debt Markets in the Financial Growth Cycle," Journal of Banking and Finance, Vol.22, Nos. 6-8, Aug.1998, pp.613~673.
- Berger, A. and G. F. Udell, "Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organisational Structure," Economic Journal, Vol.112, No.477, Feb.2002, pp.F32~F53.
- Berger, A. and G. F. Udell, "A More Complete Conceptual Framework for SME Finance," Journal of Banking and Finance, Vol.30 No.11, Nov.2006, pp.2945~2966.
- Boot, A., "Relationship Banking: What Do We Know?" Journal of Financial Intermediation, Vol.9, No. 1, Jan. 2000, pp. 7~25.
- Boot, A. and Thakor, A., "Moral Hazard and Secured Lending in an Infinitely Repeated Credit Market Game," International Economic Review, Vol. 35, Nov. 1994, pp. 899~920.
- Boot, A. and Thakor, A., "Can Relationship Banking Survive Competition?" Journal of Finance, Vol. 55, No. 2, April 2000, pp. 679~713.
- Buchanan, J. M., "An Economic Theory of Clubs," Economica, Vol.32 Isuue 125, Feb.1965, pp.1~14.
- Buchanan, J. M., The Demand and Supply of Public Goods, Rand McNally, 1971. 山之内光躬・日向寺純雄訳『公共財の理論』文真堂、1974年。
- Calomiris, C., Kahn, C. and Longhofer, S., "Housing—Finance Intervention and Private Incentives: Helping Minorities and the Poor," Journal of Money, Credit, and Banking, Vol.26 No.3, Aug.1994, pp.634~674.
- Caves, W., Chrisyensen, R. and Tretheway, W., "Economies of Density versus Economies of Scale: Why Trunk and Local Service Airline Costs Differ?," Rand Journal of Economics, Vol.15 No.4, Winter 1984, pp.471~489.
- Cornes, R. and Sandler, T., The Theory of Externalities, Public Goods, and Club Goods, 1986 (2nd edition 1996), Cambridge University Press.
- Dees, J. and Anderson, B., "The Meaning of 'Social Entrepreneurship' ", Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership, 1998. (www.caseatduke.org)
- Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R. (eds.), Financial Structure and Economic Growth: A Cross-country Comparison of Banks, Markets, and Development, MIT Press, 2001.
- DMSTI, Intellectual capital statements-the new guideline, Danish Ministry of Science, Technology and Innovation, Copenhagen.
- Dore, R., Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism Japan and Germany versus the Anglo-Saxons, Oxford Univ. Press, 2000. 藤井眞人訳『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社、2001年12月。

- Eatwell, J. and Taylor, L., Global Finance at Risk, 2000. 岩本武和・伊豆久訳『金融グローバル化の危機―国際金融規制の経済学』岩波書店、2001年12月。
- Edvinsson, L. and Malone, M.S., Realizing your Company's True Value by Finding Its Hidden Brainpower, Harper Business, 1997. 高橋透訳『インテレクチュアル・キャピタルー企業の知力を測るナレッジ・マネジメントの新財務指標』日本能率協会マネジメントセンター、1999年。
- Eichengreen, B., Globalizing Capital, Princeton Univ. Press, 1996.
- Eichler, N., The Thrift Debacle, Univ. of California Press, 1989. 柿崎映次・呉天降訳『アメリカの貯蓄貸付組合ーその発展と崩壊ー』御茶ノ水書房、1994年。
- European Commission, RICARDIS (Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs) Report, June 2006.
- Faulhaber, G., "Cross-Subsidization: Pricing in Public Enterprises," American Economic Review, Vol.65 No.5, Dec 1975, pp.966~977.
- Frumkin, P., On Being Nonprofit: A Conceptual and Policy Primer, Harvard Univ. Press, 2002.
- Giddens, A., Runaway World: How Globalization is Reshaping Our Lives, 1999. 佐和隆光訳『暴走する世界』ダイヤモンド社、2001年10月。
- Gilpin, R., The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century, 2000. 古城佳子訳『グローバル資本主義-危機か繁栄か』東洋経済新報社、2001年11月。
- Helleiner, E., "Globalization and Haute Finance," in MaRobbie, K. and Levitt, K.P. (eds.), K Polanyi in Vienna: The Contemporary Significance of the Great Transformation, Black Rose Bppks, 2000.
- Hillman, A., "The Theory of Clubs: A Technological Formulation," in Sandmo, A. (ed.), Essays in Public Economics, Lexington, 1978.
- Hillman, A., Public Finance and Public Policy: Responsibilities and Limitations of Government, Cambridge Univ. Press, 2003. 井堀利宏監訳『入門 財政・公共政策』勁草書房、2006年4月。
- Huntinton, S., The Crash of Civilizations and the Remarking of World Order, 1996. 鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年6月。
- Huntinton, S., Japan's Choice in the 21st Century, 1998. 鈴木主税訳『文明の衝突と21世紀の日本』集英社新書、2000年1月。
- Kaplan, R. and Norton, D., The balanced scorecard: translating strategy into action. Harvard Business School Press, 1996.
- Laffont, J. and Tirole, J., A Theory of Incentives in Procurement and Regulation, MIT Press, 1993.
- Katz, L. and Shapiro, C., "Network Externalities, Competition, and Compatibility," American Economic Review, Vol.75 No.3, June 1985, pp.424~440.
- Lev, B., Intangibles: Management, Measurement and Reporting, Brookings Institution, 2001.
- Mayers, D. and Smith, C., "Ownership Structure and Control: The Mutualization of Stock Life Insurance Industry," Journal of Financial Economics, Vol.16, 1986, pp.73~98.
- Mayers, D. and Smith, C., "Executive Compensation in the Life Insurance Industry," Journal of Business, Vol.65, 1992, pp.51~74.
- Mayers, D., Shivdasani, A. and Smith, C., "Board Composition and Corporate Control: Evidence from the Insurance Industry," Journal of Business, Vol. 70, 1997, pp. 33~62.
- Mishkin, F., "Financial consolidation: Dangers and opportunities," Journal of Banking and Finance, 23 Nos.2-4, Feb. 1999, pp.675~691.
- MERITUM, Guideline for Managing and Reporting on Intangibles, 2002.
- Merton, R., "Financial innovation and economic performance," Journal of Applied Corporate Finance, Vol.4 No.4, pp.12 ~22, Winter 1992.
- Ng, Yew-Kwang, "The Economic Theory of Clubs: Pareto Optimality Conditions, "Economica, Vol.40 Issue 159, Aug. 1973, pp. 291~198.
- OECD, Banks under Stress, 1992.

- OECD, National Systems for Financial Innovation, 1995.
- OECD, The Battle against Exclusion, Vol. I ~ III, 1998~1999.
- Pablo de Andres-Aloso, V. Azofra-Palenzuela, Iturriaga, F. and Rodriguez-Fernandez, M, "The Effects of Alternative Financial System Models on Corporative Governance," in E. Gardener and J. Falzon (eds.), Strategic Challenges in European Banking, Macmillan, 1999.
- Phills, J. A., Deiglmeier, K. and Miller, D.T., "Rediscovering Social Innovation," Stanford Social Innovation Review, Fall 2008, pp.34~43.
- Polanyi, K., The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time, Farra & Rinehart, 1944. (Foreword by Joseph Stiglitz and Introduction by Fred Block, Boston, Beacon Press,2001.) 野口建彦・栖原学 訳『大転換-市場社会の形成と崩壊-』東洋経済新報社、2009年7月。
- Pottier, S. and Sommer, D., "Agency Theory and Life Insurer Ownership Structure, "Journal of Risk and Insurance, Vol. 64, 1997, pp. 529~543.
- Putnum, R., Making Democracy Work, 1993.
- Putnum, R., Bowling Alone: The Collapse and revival of American Community, Simon & Schuster, 2000. 柴内康文訳『孤独なボウリング』柏書房、2006年4月。
- Rawls, J., A Theory of Justice, 1971. 矢島鈞次訳『正義論』紀伊国屋書店、1979年8月。
- Reich, R., Supercapitalism: The Transformation of Business, Democracy, and Everyday Life、2007. 雨宮寛・今井章子 訳『暴走する資本主義』東洋経済新報社、2008年6月。
- Roos, J, Roos, G., Dragonetti, N.C. and Edvinsson, L., Intellectual Capital: Navigating in the New Business Landscape, Macmillan, 1997.
- Sandler, T. and Tschirhart, J., "The Economic Theory of Clubs: An Evaluative Survey", Journal of Economic Literature, Vol.18 Issue 4, Dec.1980, pp.1481~1521.
- Sandler, T. and Tschirhart, J., "Club Theory: Thirty Years Later," Public Choice, Vol.93 Nos.3-4, 1997, pp.335~355.
- Schmidt, R., A. Hackethal, and Tyrell, M., "Disintermediation and the Role of Banks in Europe: An International Comparison, "Journal of Financial Intermediation, Vol. 8, 1999. (Working Paper Series: Finance and Accounting No. 10, Johann Wolfgang Goethe-Universitat, Jan. 1998).
- Schmidt, R., "Differences between Financial Systems in European Countries: Consequences for EMU, "Working Paper Series: Finance and Accounting No.35, Johann Wolfgang Goethe-Universitat, Apr.1999.
- Schumpeter, J., Theorie Der Wirtschaftlichen Entwicklung, 1912. (2 Aufl.,1926) 塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論』岩波書店(文庫版)、1977年7月(上巻)、11月(下巻)、(岩波書店、机上版、1980年9月)。
- Schumpeter, J., Business Cycles A Theoretical, Historical, and Statistical Analysis of the Capitalist Process, Vo1&2, McGraw-Hill, 1939. 吉田昇三監修、金融経済研究所訳、有斐閣、 I ~ V 、1958年12月~1964年12月。
- Schumpeter, J., Capitalism, Socialism, and Democracy, 1942. 中山伊知郎·東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』 東洋経済新報社、1962年(新装版〔合冊本〕1995年6月)。
- Skandia Insurance Company, Visualizing Intellectual Capital in Skandia: Supplement to Skandia's 1994 Annual Reports, Skandia Insurance Company, 1995.
- Soros, G., The Crisis of Global Capitalism, 1998. 大原進訳『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社、1999年1月。
- Stewart, T. A., Intellectual Capital: The New Wealth of Organizations.Doubleday/Currency, 1997, New York.
- Stigliz, J., Globalization and its Discontents, 2002. 鈴木主税訳『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店、2002年5月。
- Strange, S., Casino Capitalism, Blackwell, 1986. 小林襄治訳『カジノ資本主義、岩波現代文庫、2007年3月。
- Sullivan, P., Value-driven Intellectual Capital. How to convert intangible corporate assets into market value, Wiley, 2000. 水谷孝三訳『知的経営の真髄-知的資本を資本市場に転換させる方法』東洋経済新報社、2002年。
- Sveiby, K. E., The new organizational wealth-Managing & Measuring Knowledge-Based Assets, Berrett-Koehler Publishers, 1997.
- Tiebout, C., "A Pure Theory of Local Expenditures," Journal of Political Economy, Vol.64 No.5, Oct. 1956, pp.416~424.

Zugehör, R., Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus, 2003. 風間信隆監訳、風間信隆・松田健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来-資本市場・共同決定・企業統治-』文眞堂、2008年9月。

安孫子勇一「沖縄県の相対的な高金利-全国との比較による定量分析」RIETI Discussion Paper Series 06-J-041、2006年8月31日。

安孫子勇一「沖縄県企業の相対的な高金利ー全国との比較による定量分析」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月 pp.161~191。

青木昌彦・奥野正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年4月。

馬場直彦・久田高正「わが国金融システムの将来像――変革の圧力と金融当局の役割」日本銀行金融研究所, Discussion Paper No.2001-J-22, 2001年7月。

文研欧州調査団報告書『ヨーロッパ金融持株会社の実態』生命保険文化研究所、1996年7月。

近見正彦・吉澤卓哉・高尾厚・甘利公人・久保英也『新・保険学』有斐閣、2006年12月。

中小企業庁『新しい中小企業金融研究会報告』2006年7月25日。

中小企業基盤整備機構『中小企業知的資産経営報告書』2006年3月。

中小企業基盤整備機構『中小企業のための知的資産経営マニュアル』2007年3月。

中小企業基盤整備機構『中小企業のための知的資産経営実践の指針』2008年10月。

ドーア、R. 『誰のための会社にするか』 岩波新書、2006年7月。

後藤玲子『正義の経済学』東洋経済新報社、2002年6月。

グラス=スティーガル法研究会編『業際問題を超えて-日米金融制度改革の研究-』日本証券経済研究所、1998年1月。

播磨谷浩三「信用金庫の効率性の計測」『金融経済研究』第21号, 2004年12月, pp.92~111。

堀田一吉『保険理論と保険政策』東洋経済新報社、2003年12月。

堀敬一「銀行業の費用構造の実証研究」『金融経済研究』第15号, 1998年10月, pp.24~51.

堀江康熙『銀行貸出の経済分析』東京大学出版会、2001年7月。

堀江康熙編著『地域金融と企業の再生』中央経済社、2005年5月。

堀江康熙(b)「地域銀行の経営と貸出行動 | 2005年日本金融学会春季大会報告。

堀江康熙『地域金融機関の経営行動』勁草書房、2008年8月。

堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築ー融資取引関係の可能性」(2004年日本金融学会関東部会報告論文)、2004 年9月4日 (a)。

堀内昭義 「金融システムにおける融資取引関係の可能性と限界」 池尾和人・堀内昭義編 『日本の産業システム9 金融サービス』 NTT出版、2004年11月(b)、 $pp.100\sim150$ 。

深尾光洋『コーポレート・ガバナンス入門』筑摩書房(ちくま新書)、1999年4月。

深尾光洋・森田泰子『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社、1997年。

福島清彦『ヨーロッパ型資本主義-アメリカ市場原理主義との決別-』講談社新書、2002年10月。

福島清彦『アメリカ型資本主義を嫌悪するヨーロッパ』亜紀書房、2006年3月。

藤野次雄「協同組織金融機関の意義と課題」『信金中金月報』第1巻第14号(通巻354号)、2002年12月、pp.2~3。

藤野次雄「地方銀行の効率性分析ー確率的フロンティア生産関数による実証分析ー」『信金中金月報』第3巻第3号通巻371号)、2004年3月、pp.27~48。

グラス=スティーガル法研究会編『業際問題を超えて - 日米金融制度改革の研究-』日本証券経済研究所、1998年1月。 長谷川勉『協同組織金融の形成と動態』日本経済評論社、2000年7月。

井出一郎・林敏彦「金融仲介における公的部門の役割」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会、 1992年、pp.221-254。

井出一郎『公的金融の理論分析 Ⅱ』金融学会報告、1995年10月29日、神戸大学。

井堀利宏『ゼミナール 公共経済学入門』日本経済新聞社、2005年6月。

稲葉陽二・松山健士編『日本経済と信頼の経済学』東洋経済、2002年6月。

井上有弘「信用金庫の規模の経済性と合併効果-生産関数の推計と合併事例による分析-」『信金中金月報』2003年2月 増刊号、pp.81~108。

井上有弘「欧州ソーシャル・バンクの現状と信用金庫への示唆 — 「意思あるお金」を機能させる金融の仕組みとして一」 『信金中金月報』第7巻第7号(通巻第427号)2008年7月、pp.56~73。

岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社、2003年2月。

岩井克人『会社はだれのものか』平凡社、2005年6月。

岩坪加紋「平均費用における信用金庫の合併効果」『国民経済雑誌』第187巻第4号、2003年4月、pp.1~15。

岩坪加紋「信用組合間合併における規模の経済性の有用性」『金融経済研究』第21号、2004年12月、pp.13~29。

岩村充『銀行の経営革新』東洋経済新報社、1995年9月。

粕谷宗久『日本の金融機関経営――範囲の経済性、非効率性、技術進歩』東洋経済新報社、1993年6月。

神吉正三「協同組織金融機関の「地区」に関する考察」RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパー 06-P-001、2006年6月。

神吉正三「協同組織金融機関の「地区」に関する考察」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域 金融』日本経済新聞社、2007年5月、pp.249~275。

菊澤研宗『組織の経済学入門』有斐閣、2006年10月。

金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社に関するレポート」1999年7月6日。

金融審議会第二部会『中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン』報告、2002年9月30日。

金融審議会第二部会『リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて』報告、2003年3月27日。

金融審議会第二部会『地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について』2007年4月5日。

金融審議会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ『中間論点整理報告書』2009年6月。

小林伸「地域の活力を発掘・育成する試み -英国の「金融サービスからの疎外」(Financial Exclusion) 対策を題材に」 日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ 2002-3、2002年12月。

小平裕「労働金庫の組織の非効率性について」首都圏労金経営研究所『労働金庫における「適切な合併」の経済効果等 に関する研究』1995年8月、pp.2~55。

小平裕「金融機関のX非効率性の計測」『成城大学経済研究所研究報告』No.10、1997年 2月。

古賀智敏『知的資産の会計』東洋経済新報社、2005年9月。

古賀智敏・榊原茂樹・輿三野禎倫編著『知的資産ファイナンスの探求』中央経済社、2007年1月。

小宮隆太郎「企業としての生保」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東大出版会、1989年10月。

小西大「銀行の合併と経営効果」全国銀行協会連合会(現全国銀行協会),金融調査研究会報告書(20) 『金融の安定性と金融制度』第7章 、1998年12月、pp.103~121。

朽木昭文「農協理論に対する公共経済学的接近」『農林業問題研究』No.47、1977年、pp.83~89。

朽木昭文「プラント・プールの経済理論-協同利用財と不分割財-」『農林業問題研究』No.51、1978年、pp.78~84。

朽木昭文「農協機能の公共経済学的解釈-擬似公共財提供論-」『農業経済研究』第51巻第4号、1980年、pp.185~190。

工藤智朗「カナダ生保相互会社の株式会社化」『生命保険経営』第68巻第3号、2000年5月。

益田安良『中小企業金融のマクロ経済分析』中央経済者、2006年7月。

松尾逸朗「株式会社化時の剰余分配に関する法的問題 - 相互会社社員持ち分算定をめぐる一考察-」『生命保険経営』 第66巻第6号、1998年11月。

松岡博司「米英生保の株式会社化をめぐる動き」『ニッセイ基礎研 REPORT』第39号、2000年6月、pp.13-20。

三隅隆司 (a)「金融機関の企業形態と行動:展望 (1)」『文研論集(生命保険文化研究所)』第131号、2000年6月、pp.87~108。

三隅隆司(b)「相互会社形態と株式会社形態:生命保険会社の組織形態とリスク」(未発表論文)、2000年5月。

峯岸信哉「金融機関の組織形態の相違と地域金融 -株式会社組織と協同組織の比較:X非効率性の計測-」『生活経済

学研究』第18号、2003年3月、pp.71~82。

- 宮越龍義「信用金庫における範囲の経済性と規模の経済性-地域別検証-」『経済研究』第44巻第3号、1993年、pp.233 ~242。
- 宮村健一郎「信用金庫の費用と規模の経済性」『東洋大学経営論集』第38号、1992年、pp.63~83。
- 宮村健一郎「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンス —「世襲」と「長期政権」の問題—」『東洋大学経営 論集』第51号、2000年3月、pp.149~262。
- 宮村健一郎「地域金融機関の地域金融機関性」『経営研究所論集』東洋大学経営研究所2000年2月。
- 宮村健一郎「協同組織のコーポレートガバナンス」プレゼンテーション、2002年度金融学会秋季大会(関西学院大学)、002年11月24日。
- 宮村健一郎「アンケート調査に基づく信用金庫の適正規模の推定」プレゼンテーション、2008年度生活経済学会全国大会(関西学院大学)、2008年6月8日。
- 宮村健一郎「信用金庫の営業戦略とパフォーマンスへの影響」『生活経済学研究』第28号、2008年9月、pp.1~14。
- 村上英樹「低費用航空会社参入の市場効果の持続性:米国複占市場におけるケース」神戸大学経営管理大学院ディスカッションペーパー、2005年9月。
- 村上博信「米国の持株相互会社」『ニッセイ基礎研 REPORT』1997年12月、pp.19~24。
- 村上博信「金融サービス業界の再編と生保相互会社の株式会社化」『ニッセイ基礎研REPORT』1999年1月、pp.21~26。
- 村上博信「諸外国生保相互会社の株式会社化」『生命保険経営』第68巻第2号、2000年3月、pp.39~58。
- 村本孜「生命保険会社の競争力 -計数分析を中心として:事業費の構造、規模・範囲の経済性-」『文研論集(生命保険文化研究所)』第105号、1993年12月、pp.141~171。
- 村本孜『制度改革とリテール金融』有斐閣、1994年6月。
- 村本孜「日本の金融システムの問題性」『日本農業年鑑(平成9年版)』1996年12月、pp.41~50。
- 村本孜「協同組織金融機関としての農協の課題と展望|『農林金融』第50巻第4号、1997年4月、pp.2~7。
- 村本孜・小平裕「生命保険会社の効率性と非効率性」『文研論集(生命保険文化研究所)』第118号、1997年3月、pp.67 \sim 111。
- 村本孜「金融ビッグバンと生命保険事業」『文研論集(生命保険文化研究所)』第129号、1999年12月、pp.45~98。
- 村本孜「金融持株会社と生命保険会社」『文研論集(生命保険文化研究所)』第132号、2000年9月、pp.1~39。
- 村本孜「金融システムの国際比較分析-市場統合・通貨統合のもたらすもの-」『成城大学経済研究所研究報告』No. 24、2000年3月。
- 村本孜「金融機関の組織形態の変換-相互組織・協同組織の株式組織化の問題-(I)、(II)」『成城大学経済研究』第 150号、第151・152合併号、2000年11月、2001年3月、 $pp.31\sim54$ 、 $pp.55\sim84$ 。
- 村本孜「金融システムと中小企業金融(I)・(Ⅱ)」『成城大学経済研究』第154号、第155号、2001年10月、12月、pp.1 ~30、119~143。
- 村本孜編『金融排除問題の研究』東京郵政局貯金部委託研究報告書、2002年4月。
- 村本孜「中小企業金融の理論的基礎と間接金融の新たな手法」『商工金融』2002年9月、pp.16~25。
- 村本孜「リレーションシップ・バンキングと中小企業金融(I)・(\blacksquare))「 \emptyset 」「 \emptyset 」「成城大学経済研究」第162号、第163号、第164号、2003年11月、12月、2004年3月、 \emptyset 0.255~277、229~249、1~27。
- 村本孜「中小企業金融の現状」『中小企業金融の課題』衆議院調査局 [2004] 所収2004年2月、pp.62~72。
- 村本孜編『グローバリゼーションと地域経済統合』蒼天社、2004年3月。
- 村本孜「リレーションシップ・バンキング論」『信金中金月報』第3巻第12号、2004年11月、pp.3~27。
- 村本孜『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社、2005年2月 (a)。
- 村本孜「イノベーションと中小企業金融」『中小企業総合研究』(中小企業金融公庫総合研究所)、第2号、2005年11月(b)。
- 村本孜「イノベーションを創造するリレーションシップ・バンキング」『成城大学社会イノベーション研究』第1巻第1号、 2005年11月、pp.3~24。
- 村本孜「金融イノベーションとイノベーションの金融的側面」(未発表)成城大学社会イノベーション学部編『イノベー

ション・ダイナミックス』(近刊)に収録予定。

村本孜「リレーションシップ・バンキングのイノベーションーソフト情報としての知的資産経営ー」『社会イノベーション研究』第3巻第1号、2007年11月、pp.71~89。

村本孜「協同組織金融機関の理論的整理とガバナンス - 内部補助理論、クラブ財理論などによる試み-」『成城大学社会イノベーション研究』第4巻第1号、2009年1月、pp.51~85。

村本孜『リレーションシップ・バンキングと知的資産』金融財政事情研究会、2010年12月。

村田敏一「金融審部会報告をこう読む:有配当契約者保護のあり方等が課題に|『金融財政事情』1999年8月23日。

森下光雄「米国相互貯蓄金融機関の法的構造と相互主義理念」『平成5年度文研派遺研究員研究調査報告書』1993年。

森下光雄『米国相互貯蓄金融機関の経営危機と相互主義理念」『生命保険経営』第62巻第4号、1994年9月。

長濱守信「新相互会社論」『保険学雑誌』第538号、1992年9月、pp.47~68。

中尾彰彦「ニュージーランドの郵政金融の分析ーキウィバンクと国有企業のガバナンス改革との関係を中心に一」『国際公共経済研究』第24巻、2013年10月、pp.90~103.

日経産業消費研究所(ベンチャー投融資問題研究会)『リスクマネー供給の実態と課題-ベンチャー金融の活性化に向けてー』日本経済新聞社・日経産業消費研究所、1996年6月。

日本銀行『わが国の金融制度』日本銀行、1966年1月(第1版)、1971年9月(第7版。日本信用調査)。

日本銀行『新版 わが国の金融制度』日本信用調査(ときわ総合サービス)、1986年8月、1995年4月。

日本銀行「海外における協同組織金融機関の現状」『日本銀行調査季報』2004年(秋)10月、pp.43~71。

野口悠紀雄『公共政策』岩波書店、1984年11月。

落合誠一・大塚龍児・山下友信『商法Iー総則〔第5版〕』有斐閣、2013年3月。

小野有人『新時代の中小企業論』東洋経済新報社、2007年6月。

小野有人「21世紀の銀行経営」『金融ジャーナル』1996年1月。

小野有人「金融規制とプロシクリカリティ -G20における金融規制改革論の現状と今後課題-」『みずほ総研論集』 2009年 \mathbb{N} 号、 $pp.29\sim69$ 。

大滝雅之「クラブ財としての公的金融と『民営化』問題-日本政策投資銀行をモデルとして-」『社会科学研究』第57 巻第2号、2006年1月、pp.141~157。

折谷吉治「中央銀行のガバナンス・ストラクチャー」『明大商学論叢』第86巻第4号、2004年3月、pp.75~95。

佐和隆光『資本主義はどこへ行く』NTT出版、2002年。

澤野孝一朗「地方自治と市町村合併に関する実証分析とその議論-財政・分権・住民自治-」『オイコノミカ』第42巻第・ 4号、2006年3月、pp.219~249。

柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』東洋経済新報社、1988年12月。

柴田武男「アメリカにおける金融機関破綻のケーススタディ -S&L問題を中心にして-」『アメリカの金融・証券制度の現状と課題 I』(証券資料 No.117)、1992年4月。

鹿野嘉昭「CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の姿」同志社大学ワーキングペーパー No.27、2006年12月。

鹿野嘉昭「CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の収益性」(未発表)、2007年1月。

鹿野嘉昭『日本の中小企業』東京経済新報社、2008年2月。

鹿野嘉昭『日本の金融制度(第3版)』東洋経済、2013年。

鹿谷賢一・神崎公伸「魅力的投資機会を提供しうる巨大セクターが誕生:ダイナミックに生保経営を改革する契機に」 『週刊 金融財政事情』1999年8月23日。

清水克俊・家森信善「長期的貸出関係に関する理論と実証:展望| 『金融経済研究』第28号、2009年4月 pp.23-46。

塩澤修平「中堅中小企業ファイナンスに関する理論的分析の視点」日本銀行『金融市場局ワーキングペーパーシリーズ』 2000-J-11、2000年7月26日。

宍戸善一・常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年4月。

ソーシャルビジネス研究会『ソーシャルビジネス研究会報告書』2008年4月。

杉山敏啓『金融の基本教科書』日本能率協会マネジメントセンター、2006年10月。

須田昌弥・依田高典「民営化後のJR6社の密度・範囲の経済性ならびに地域間費用格差」『運輸政策研究』Vol.7 第1号 (通巻No.024)、2004年 Spring、pp.2~10。

鈴村興太郎「銀行業における競争・規制・経済厚生」『金融研究』第9巻第3号、1990年10月、pp.17~39。

鈴村興太郎「異なる行動原理を有する競争者の存在の厚生効果と郵便貯金」郵政省貯金局『21世紀の郵便貯金に関する 調査研究会資料』1996年5月、pp.215-231。

橘木俊詔・木村俊夫「品質理論の金融資産選択行動への応用」証券市場実態調査分析研究会『日本の証券市場の実態調査と分析Ⅱ』資本市場研究会、1991年3月。

橘木俊詔・植松千裕「生命保険相互会社のコーポレート・ガバナンスを巡る問題について」『文研論集』第123号、1998 年6月、pp.1-47。

橘木俊詔「生保の再生・再編には株式会社化が第一歩」『エコノミスト』1999年2月8日。

橘木俊詔・深尾光洋・ニッセイ基礎研(A)「生命保険会社のコーポレート・ガバナンス」『ニッセイ基礎研所報』 Vol.10、1999年 Summer(6月)。

橘木俊詔・深尾光洋・ニッセイ基礎研(B)「機関投資家のコーポレート・ガバナンス」『ニッセイ基礎研所報』 Vol.10、1999年 Summer(6月)。

田尻嗣夫「リテール・バンキング戦略における顧客選別と金融排除」『東京国際大学論叢 経済学部編』第22巻、2000年3月。

高田しのぶ・茂野隆一「水道事業における規模の経済性と密度の経済」『公益事業研究』(公益事業学会)、1998年第1号、pp.37-44。

高木仁「アメリカ銀行産業衰退論の展望」『金融経済研究』第9号、1995年7月。

高木仁『アメリカ1999年金融制度改革法」『金融』2000年2月。

高木仁『アメリカの金融制度(改訂版)』東洋経済新報社、2006年6月。

高橋望「航空・空港をめぐる諸問題とその考え方」『運輸と経済』第52巻第5号、1992年、pp.48-55。

高橋愛典『地域交通政策の新展開』白桃書房、2006年3月。

高月昭年「S&Lの現況と新たな展開』日本金融学会2000年度春季大会報告(中央大学)2000年5月27日。

田中廣滋・御船洋・横山彰・飯島大邦『公共経済学』東洋経済新報社、1999年6月。

田中政継(経済企画庁経済研究所編)『日本のコーポレート・ガバナンスー構造分析の視点からー』(経済分析 政策研 究の視点シリーズ 12)1998年5月。

谷本寛治「ソーシャル・ビジネスとソーシャル・イノベーション」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号、2009年夏、 $pp.26\sim41$ 。

多和田眞・家森信善『東海地域の産業クラスターと金融構造-躍進する名古屋経済の強さを探る-』中央経済社 2005 年3月

多和田眞・家森信善編『関西地域の産業クラスターと金融構造』中央経済社 2008年。

刀禰俊雄・北野実『現代の生命保険』東京大学出版会、1993年6月。

東京郵政局貯金部委託研究報告書『金融排除問題の研究』2002年3月。

冨田洋三「ポスト資本主義に向けて」『実践女子大学 生活科学部紀要』第4号、2007年4月、pp.47~72。

筒井義郎「信用金庫の経営効率性」『信金中金月報』第3巻第9号(通巻377号)、2004年8月号、pp.2~22。

筒井義郎「信用金庫と効率性仮説」『大阪大学社会経済研究所』Discussion Paper No.62、Feb. 2005。

筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞出版社、2007年5月。

内田聡「銀行・事業会社の分離と結合 - 英米における展開-」日本金融学会2000年度春季大会報告(中央大学)、2000年5月27日。

内田聡『アメリカ金融システムの再構築』昭和堂、2009年4月。

植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年2月。

植草益『公的規制の経済学』NTT出版、2000年7月。

- 植村修一「株式市場での評価を意識する地銀経営を」『週刊金融財政事情』2006年1月23日。
- 植村修一・筒井義郎『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、2007年5月。
- 八代尚宏『規制改革 -法と経済学からの提言-』有斐閣、2003年2月。
- 藪下史郎・武士俣友生『中小企業金融入門』東洋経済新報社、2002年8月、2006年3月(第2版)。
- 家森信善「民間金融機関の経営計画と店舗ネットワークの変化」『貯蓄経済季報』平成16年秋号 2004年10月 pp.1-21。
- 家森信善「地域金融システムと中小企業金融」『(日本政策投資銀行) RPレビュー』17号 2005年8月 pp.14-18。
- 家森信善「企業が望む金融サービスと中小企業金融の課題-関西地域の企業金融に関する企業意識調査を中心に-」 RIETI Discussion Paper06-J-003, 2006年1月。
- 家森信善「リレーションシップバンキング機能は強化されたか? 関西地域企業アンケートに基づく分析 」筒井義郎・ 植村修 - 編著『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社 2007年5月 pp.47-80。
- 家森信善・近藤万峰「地域密着型金融推進計画の展開とリレーションシップバンキングの現実ー愛知県アンケート調査に基づく中小企業と銀行のリレーションシップの分析ー」『金融構造研究』第29号 2007年5月、pp.37-44。
- 家森信善・冨村圭「信用金庫の理事会構成と経営の特徴-社外者理事の役割の検討-」『金融ジャーナル』 2007年10月 pp.83-86。
- 家森信善・冨村圭「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンスの課題」『ファイナンシャルコンプライアンス』 2008年4月 pp.25-28。
- 家森信善・齋藤有希子「信用金庫の地域密着経営と企業支援」『信用金庫』pp.18-23 2008年4月。
- 家森信善・冨村圭「信用金庫のガバナンスと役員構成ー非常勤理事と監事の役割の比較を中心にー」『生活経済学研究』 第28巻、2008年9月 pp.15-25。
- 家森信善・西垣鳴人「ニュージーランド・キウィ銀行の市場競争への影響 わが国郵政金融事業民営化後への示唆ー」 『生活経済学研究』第30巻、2009年9月、pp.1~12。
- 預金保険機構『預金保険研究』第4号、2005年9月。
- 米田健二「新保険業法下における相互会社のコーポレート・ガバナンス」『生命保険経営』第64巻第4号、1996年7月、pp.3~16。
- 吉野直行「寡占的金融市場における公的金融の役割」貝塚啓明・植田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会、 1994年11月、pp.119~141。
- 吉野直行・藤田康範「公的金融と民間金融が併存する金融市場における競争と経済厚生」『経済研究』第47巻第4号、1996年10月、pp.313~323。
- 渡辺孝「ソーシャル・イノベーションとは何か」『一橋ビジネスレビュー』第57巻第1号、2009年夏、pp.14~25。
- 渡辺努·植杉威一郎『検証 中小企業金融』日本経済新聞社、2008年9月。
- 全国信用金庫協会編『信用金庫読本』金融財政事情研究会、1997年(第6版)、2003年(第7版)。
- 全国信用金庫協会編 新長期経営計画策定要綱「しんきん「つなぐ力」発揮2009 〜新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして〜」2008年11月。